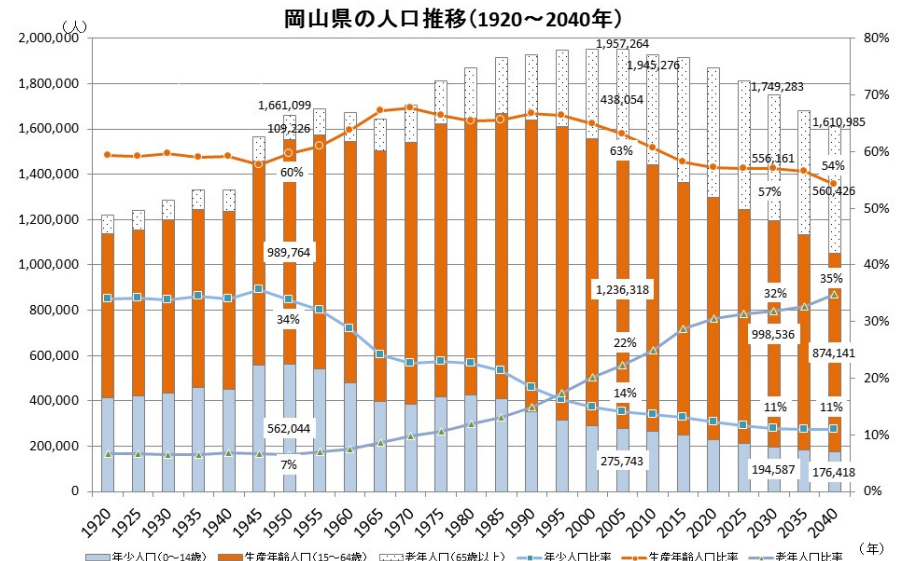


## 岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)(仮称)素案 新旧対照表

新計画(岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)(仮称))	旧計画(新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020))
<p><b>第1章 基本的事項</b></p> <p><b>1 計画の目的と位置づけ</b></p> <p>平成8(1996)年10月、県民共有の財産である本県の恵まれた環境の保全について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。</p> <p>本計画は、同条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。</p> <p>&lt;基本理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。</li> <li>・環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。</li> <li>・地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 条例第3条</p> <p>&lt;計画の策定&gt;</p> <p>知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画を定めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">* 条例第10条</p> <p>また、同条例により、計画は次の事項について定めるものとされています。</p> <p>①環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 ②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>なお、国においても、環境基本法に基づく環境基本計画が定められているところ です。</p>	<p><b>第1章 基本的事項</b></p> <p><b>1 計画の目的</b></p> <p>平成8(1996)年10月、本県の恵まれた環境を保全するため、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。</p> <p>条例の基本理念として、県民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を実現するとともに、それを将来の世代へ伝えていくという責任を果たすこと、行政だけでなく県民や事業者など社会のすべての構成員の参加のもと、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会を構築すること、地球環境保全を積極的に推進すること、を掲げています。</p> <p>本計画は、こうした条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定するものです。</p> <p><b>2 計画の役割</b></p> <p>本計画は、次のような役割を担っています。</p> <p>①環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示します。 ②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 ③県民、事業者、行政など社会のすべての構成員の役割と責任を示します。 ④本県の環境行政の指針として、他の行政施策や計画をより良い環境づくりに向け誘導・調整します。</p> <p><b>3 計画策定の背景</b></p> <p><b>(1)人口減少社会の到来</b></p> <p>我が国は、世界のどこの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っています。</p> <p>本県の人口は平成17(2005)年の約196万人をピークに減少し、平成22(2010)年の時点で約195万人となっています。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所によると、平成52(2040)年には約161万人になると推計されており、これは高度経済成長期以前(昭和20年代)と同程度ですが、年齢構成を比較すると、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15歳～64歳)の割合が小さく、老年人口(65歳以上)の割合が大きくなり、年少人口数と老年人口数がほぼ逆転した形となっています。</p> <p>人口の減少は、日常生活によって消費される資源やエネルギーが少なくなり、排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や廃棄物も減少するなど、環境への負荷低減につながるという見方もありますが、一方では社会経済の担い手が減少することで、耕作放棄地の増加による里地・里山の荒廃を招くなど、むしろ環境悪化の要因になる恐れがあるといわれています。</p> <p>また、大都市、中核都市を除く多くの市町村では、人口減少や少子・高齢化の</p>

進行により、地域コミュニティの活力が失われた地域を抱えて苦慮するケースが増えています。地域コミュニティは、人々の助け合いの心や地域への愛情を育む基盤であり、身近な環境の保全や地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしています。

私たちが、これからも住み慣れた地域の環境を保全し、安全で快適な生活を送るためには、一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高めるとともに、地域のボランティアやNPOなどとの協働を進め、地域コミュニティの活力を高めていく必要があります。



※2010年までは総務省統計局の国勢調査、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」より作成。社人研の推計は、出生中位(死亡中位)の仮定。また、国勢調査に基づいて算出された純移動率が、2015年から2020年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を2035年から2040年まで一定と仮定

## (2) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行は、生態系や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

岡山地方気象台によると、岡山市の年平均気温は、この100年で約1℃上昇しているとされており、例えば桜の開花日が早まる傾向にあるなど、気温の上昇が影響していると思われる変化を、私たちの生活に身近な場面でも感じられます。

地球温暖化の科学的な評価をまとめたIPCCの第5次評価報告書では、世界平均気温の上昇は人為起源の温室効果ガス増加による可能性が極めて高く、今後数十年にわたり大幅に温室効果ガスの排出を削減し、今世紀末までに排出をほぼゼロにする必要性を指摘しています。削減を進めるには国際的な枠組みが重要ですが、平成27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において条約加盟国すべてを対象とした「パリ協定」が採択され、気温上昇を産業革命前の2度未満にするとともに、1.5度以内に向けて努力するなどの目標と、各

国の削減目標の作成・報告等の義務化などの内容が盛り込まれ、平成28(2016)年11月に異例の速さで発効しました。

一方、我が国の温室効果ガスの排出量をみると、平成26(2014)年度の総排出量(確報値)は13億6,400万トン(CO<sub>2</sub>換算)で、平成17(2005)年度比で2.4%の減少となっていますが、COP21に向けて国連に提出された約束草案においては、平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%削減する目標が示されています。

また、国においては、再生可能エネルギーの利用促進を図るための固定価格買取制度や、地球温暖化対策のための税の導入、フロン排出抑制法の施行による業務用冷凍空調機器に係る特定フロン(CFC、HCHC)・代替フロン(HFC)の管理の適正化(機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、廃棄時等におけるフロン類の回収・破壊)などの対策が行われています。

こうした環境変化を踏まえ、太陽光、バイオマス、小水力などの地域分散型新エネルギーの地産拡大を進めるとともに、節電・省エネルギーを一層推進し、資源やエネルギーを大量消費するライフスタイルから、環境負荷の少ないライフスタイルへ転換することや、森林整備等の吸収源対策を推進することが必要になっています。

#### 解説

#### 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書(概要)

平成26(2014)年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発表した第5次評価報告書では、温暖化には疑う余地がないこと、世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いことを明言し、次のことが指摘されています。

#### 将来の予測

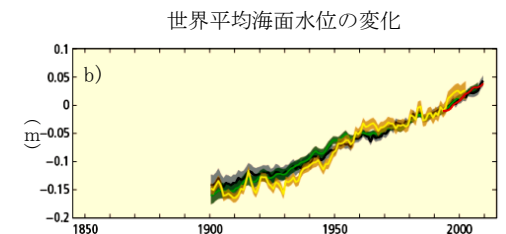
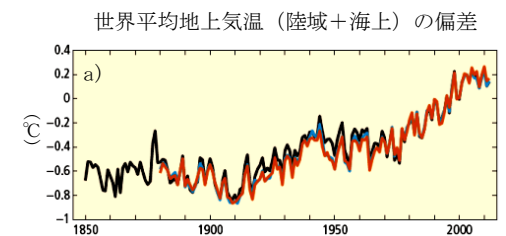
**世界の平均気温は最大で4.8℃上昇し、世界の海面水位は上昇し続けるだろう。**

- 世界の平均地上気温が、1880～2012年の期間に0.85℃、平均海面水位は、1901～2010年の期間に19cm上昇し、近年その傾向は加速しており、最悪の場合、21世紀末には気温が2.6～4.8℃上昇する。

**気温上昇を2℃未満に抑えるには温室効果ガスの排出を今世紀末までにほぼゼロに。**

- 工業化以前と比べて温暖化

気温、海面水位及び北半球の積雪面積の変化



を2℃未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数あるが、どの経路においても、2050年までに2010年度比で温室効果ガスの排出量を40～70%削減、21世紀末までにほぼゼロにすることが要件となる。

- 温室効果ガス削減(緩和)と気候変動の影響への適応はともに重要であり、相互補完的な戦略である。

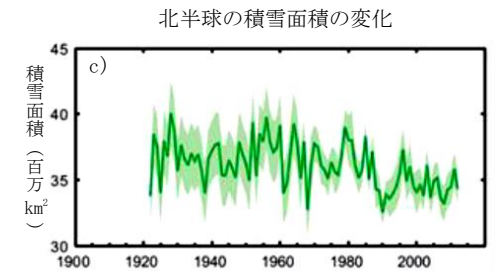


図 a : 世界平均地上気温 (陸域+海上) の 1986~2005 年平均からの偏差  
図 b : 世界平均海面水位の 1986~2005 年平均からの変化  
図 c : 北半球 (3月~4月平均) の積雪面積の変化  
資料 : IPCC 第 5 次評価報告書

### Topics

#### 地球温暖化に対応するための国際的な枠組み

地球温暖化に対応するための国際的な枠組みとしては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、平成9(1997)年12月に「京都議定書」が採択(平成17(2005)年2月発効)されました。京都議定書は先進国全体の平成20(2008)年から平成24(2012)年までの温室効果ガス排出量を、基準年(平成2(1990)年)比で少なくとも5%削減することを目標に、各国ごとの数値目標を定めており、我が国は6%削減を約束しました。

京都議定書第一約束期間以降(平成25(2013)年～)の目標や取組については、いろいろな局面で議論されてきましたが、平成23(2011)年11月から12月に開催されたCOP17では、新たな法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも平成27(2015)年中に作業を終えて平成32(2020)年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。また、翌年のCOP18では、新たな法的枠組みづくりへの作業計画が決定されました。なお、京都議定書に関して、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、主要排出国の参加が見送られたことから、我が国は参加していません。

平成27(2015)年に開催されたCOP21において、京都議定書に代わる、平成32(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとして、「パリ協定」が採択されましたが、これは、歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意となりました。パリ協定では世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えること(2℃目標)が設定され、更に1.5℃までに抑えるよう努力することとされ、主要排出国を含む全ての国が削減目標を作成、提出、維持し、その目標を達成するため国内措置を遂行することが規定されました。

### Topics

#### モントリオール議定書による特定フロン及び代替フロンの規制スケジュールと日本の削減目標

モントリオール議定書(オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書)は、ウィーン条約(オゾン層の保護のためのウィーン条約)に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を指定し、これらの物質の製造、消費および貿易を規制することを目的とし、昭和62(1987)年にカナダで採択され、平成元(1989)年に発効しました。

毎年、議定書の締約国会議が開かれ、平成2(1990)年(ロンドン改正)、平成4(1992)年(コペンハーゲン改正)、平成9(1997)年(モントリオール改正)、平成11(1999)年(北京改正)、平成28(2016)年(キガリ改正)と段階的に規制強化が図られています。

モントリオール議定書では、オゾン層破壊物質である特定フロン(CFC、HCFC)について削減スケジュールが決められていますが、生産量と消費量(生産量+輸入量-輸出量)を規制するもので、使用については規制されていません。

CFCについては、先進国では平成8(1996)年から全廃、途上国では平成22(2010)年から全廃となっており、日本では、削減が順調に進み、平成7(1995)年末に全廃が達成されました。

HCFCについては、先進国では平成32(2020)年に全廃、途上国では平成42(2030)年に全廃となっており、日本では、平成32(2020)年に全廃する目標としています。

また、特定フロンの代替品で、オゾン層を破壊しないとして普及してきた代替フロン(HFC)は、地球温暖化をもたらすことが判明したため、平成28(2016)年10月にルワンダで開かれた締約国会合で、日本を含む先進国が平成23(2011)～平成25(2013)年の平均数量を基準として平成48(2036)年までに85%の削減を目指すこととされました。

#### Topics

#### 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」

「COOL CHOICE」は、平成42(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

国民が一丸となって温暖化防止に資する選択を行うため、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して広く呼びかけており、この運動の推進に向け、国では「COOL CHOICE」への個人・団体賛同者を募集しています。

#### (3)循環型社会の構築

昭和45(1970)年に廃棄物の適正処理等について規定する「廃棄物処理法」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、平成3(1991)年に製品の省資源化・長寿命化等について規定する「資源有効利用促進法」(資源の有効な利用の促進に関する法律)がそれぞれ制定されるとともに、平成12(2000)年には、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「循環型社会基本法」(循環型社会形成推進基本法)が制定され、また、個別品目についても、容器包装、家電、小型家電、建設、食品、自動車の6つのリサイクル関連法が制定されました。こうした法整備により、資源となり得る容器を細かく分別したり、リサイクル料を支払って家電品を引き渡すことが私たちの生活の中に次第と溶け込み、リサイクル率の向上や最終処分量の減少などにおいて一定の効果がみられました。一方で、食品廃棄物などにみられるように、まだまだ多くの資源がごみとして排出されている状況や、ポイ捨てされたごみが街や海を汚している状況も残っています。

循環型社会を形成していくためには、資源の有効利用や廃棄物の再生利用を推進するための取組や技術開発を進めるとともに、県民一人ひとりが「もったいな

い」意識を持ち、3R(発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル)を実践するライフスタイルへ転換しなければなりません。

#### (4)環境教育・環境学習の充実

地球温暖化や廃棄物、森林の破壊、砂漠化など、今日の環境問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な問題となっています。その解決には、環境への負荷を低減するための法整備や新エネ・省エネ技術の開発などとともに、一人ひとりが、日常生活や地域における環境保全活動に自主的・主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、一人ひとりへの意識付けのための機会を積極的に提供するとともに、地域に存在する資源を活用しながら環境保全活動を行うボランティアやNPO、さらには、企業などを育成し、それらをつなぐネットワークをつくり、交流・連携を進めていくことが必要です。

環境教育・環境学習は、そうした活動を促す有効な手段と考えられており、我が国では環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成15(2003)年に「環境保全活動・環境教育推進法」(現「環境教育等促進法」)が制定されました。

本県でも、環境NPOなど多様な主体による協働の場として設置した「環境学習協働推進広場(通称：かんきょうひろば)」を中心に、学校や公民館での出前講座を実施するなど、環境学習の取組を積極的に進めています。

また、国際的には第57回国連総会で採択された「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(平成17(2005)年～平成26(2014)年)の後継プログラムとして「グローバル・アクション・プログラム」が平成25(2013)年の第37回ユネスコ総会で採択された後、平成26(2014)年の第69回国連総会で承認され、各国政府、国際機関、NPO、企業等が連携を図りながら、持続可能な開発を加速するため、教育・学習の全ての段階・分野で行動を起こし強化することとされました。

持続可能な社会を構築するためには、子どもから大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、様々な環境問題を自らの実感として理解し、解決する能力を身に付け、環境保全活動などを通じて実践できるよう、体系的な環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

#### Topics

##### 持続可能な開発のための教育(ESD、Education for Sustainable Development)

「持続可能な開発」とは、現代及び将来世代の人々が安心して暮らすことのできる社会を構築するため、世代間・地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困撲滅、環境保全等を重視した「開発」のあり方をいいます。そしてその実現のため、一人ひとりが社会づくりの担い手として必要な力や考え方を育むこと、それが「持続可能な開発のための教育(ESD)」です。

国連は、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と決め、これを受け、日本では平成18(2006)年3月に「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を策定しました。この実施計画の中では、重点的取組事項として、普及啓発、教育機関における取組、地域における実践等が掲げられています。

ESDに関する地域の拠点(RCE)として、国連大学は世界で146地域(平成28(2016)年現



在)を認定しており、本県では、岡山市域がその一つ(RCE岡山)として認定されています。RCE岡山は、平成17(2005)年に世界の6地域とともに初めて認定された地域で、RCEの創設メンバーとして早い段階からESDに取り組んでいます。特に岡山市京山地区は、環境省が全国14地域で展開した「国連ESDの10年促進事業」の一つに採択されました。その他にも県内の大学や市民団体等が様々なESD活動に取り組んでいます。

また、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年となる平成26(2014)年には、我が国で「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が開催され、岡山市において、ユネスコスクール世界大会や持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議など各種ステークホルダーの主たる会合が開催されました。

さらに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラムとして「グローバル・アクション・プログラム」が平成25(2013)年の第37回ユネスコ総会で採択された後、平成26(2014)年の第69回国連総会で承認され、持続可能な開発を加速するために、教育・学習の全ての段階・分野で行動を起こし強化することとされました。優先行動分野を「政策的支援」、「機関包括型アプローチ」、「教育者」、「ユース」、「ローカルコミュニティ」の5つとして、平成27(2015)年以降、この「グローバル・アクション・プログラム」に基づいてESDの取組が推進されます。

#### (5)生物多様性を育む豊かな自然の継承

地球上では様々な個性を持つ生きものが共生し影響し合って、長い年月をかけて豊かな自然を形成してきました。そして、私たちはこの豊かな自然から、暮らしの基礎となる食料、水などを恵みとして享受するだけでなく、その恵みから生まれた地域色豊かな文化、伝統を通じて、心の豊かさも育んできました。こうした豊かな自然は、一度失われると元には戻せませんが、近年、熱帯雨林などの生態系の破壊は世界各地で進み、多くの動植物が危機的状況となっています。

こうした中、平成4(1992)年に「生物多様性に関する条約」が採択され、平成20(2008)年には我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示した「生物多様性基本法」が制定されました。そして、平成22(2010)年に名古屋市で開催されたCOP10では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、これを受けて、平成24(2012)年に政府の生物多様性に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

本県においても豊かな生物多様性が形成されていますが、例えば従来の生態系に影響を及ぼすおそれのあるヌートリアやアライグマ等の特定外来生物の存在が確認されるなど、様々な要因により生物多様性が脅かされる状況にあります。私たち県民は、一人ひとりが命のつながりの大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用について各地域の特性にあった取組を実践することにより、この豊かな自然環境を次世代に確実に引き継いでいく必要があります。

#### (6)安全な生活環境の確保

我が国では、昭和40(1965)年代の急速な工業化の進展等に伴い、各地で深刻な公害が発生し、本県でも倉敷市水島地域などにおいて、多くの健康被害をもたらすなど社会問題となりましたが、法令の整備や企業との公害防止協定の締結などにより公害問題は大きく改善しました。

一方、都市化の進展や生活様式の変化により、全国的に自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁など都市・生活型公害と呼ばれる環境問題が発生するとともに、本県でも、依然として光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)は、多

くの地点で環境基準が達成されておらず、児島湖の水質は、生活排水対策の進展等により、改善傾向が見られるものの環境基準は達成されていません。また、瀬戸内海では、良好な水質を保全することに加え、藻場・干潟の保全・再生などを通じて、豊かな海へ再生していくことが求められています。さらに、近年では、継続的に摂取することにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質、水環境中の内分泌かく乱化学物質などの問題が指摘されています。このうち、ダイオキシン類や土壌・地下水汚染については、環境基準の設定、各個別法等による規制等、汚染防止のための対応が図られてきていますが、アスベストやPCBなどのように、十分な科学的知見がなかった過去において広く使用されていた物質が、今後、私たちの生活に負の遺産として思わぬ影響を与える可能性があります。

こうした問題に対しては、国や専門機関等との連携を強化し、環境の状況把握、問題の調査・原因究明、対策の立案・推進による課題解決など十分な対応を講じて行く必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、環境中の放射性物質への関心が高まっています。

#### (7) 事業活動における環境配慮

近年、企業では、CSR(企業の社会的責任)を企業戦略の一環として事業の中核にとらえるようになってきています。特に、環境問題が深刻化している今日、企業の環境への対応は、ステークホルダーの関心も高く、売上や株価、資金調達、雇用等の企業活動にも影響することから、競争力強化の手段として積極的に取り組み、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得や、従来からの環境報告書を発展させ、事業活動の社会的な側面についてまとめたCSRレポートを発行する企業が増加しています。

これらの取組により、環境への負荷低減が図られ、企業イメージの向上につながるのと同時に、燃料費等におけるコスト削減といったメリットももたらされます。

今後、持続可能な社会の構築に向けて、CSRなどを通じた事業活動における環境配慮をより一層浸透させるとともに、企業のこうした取組を社会が正当に評価し、促進していくことが求められています。

本県でも、環境配慮型の事業活動への事業者の関心は広がっており、県では、そうした事業者のニーズも踏まえ、環境マネジメントシステムの認証取得に対する支援等に取り組んでいます。



## 2 計画の期間

本計画の期間は、長期と短期の2つの観点で、次のとおり設定します。

- ・ 長期的な視点：令和22(2040)年頃  
※将来を展望した目標年次（計画の目指す姿を実現しようとする年次）
- ・ 短期的な取組：令和3(2021)年度～令和6(2024)年度  
※目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

## 3 計画の構成

本計画は、次の5つの章により構成しています。また、巻末には、参考となる資料を付しています。

- 第1章：本計画の目的や計画期間等の基本的事項を示します。
- 第2章：環境を取り巻く情勢と課題について整理し、本計画策定の背景を明らかにします。
- 第3章：第2章で示した情勢と課題を踏まえながら、本県の目指す姿を提示するとともに、具体的な将来のイメージを掲げます。
- 第4章：前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。
- 第5章：計画全体を円滑かつ効果的に推進するための体制や進め方を示します。

## 4 計画期間

計画期間は、平成20(2008)年度から平成32(2020)年度までとし、長期的な視野に立って第2章に掲げる本計画の目指すべき姿の実現を図ります。

## 5 計画の構成

- 第1章では、本計画策定の背景や計画期間等の基本的事項を示します。
- 第2章では、本計画において実現を目指す姿を提示するとともに、目指すべき姿と具体的な将来の社会や地域のイメージを明らかにします。
- 第3章では、第2章に掲げる姿の実現のため取り組む目標ごとに、現状と課題を踏まえた主要施策を示します。
- 第4章では、第3章に掲げた主要施策のうち、特に重点的に実施すべき施策・事業等について、具体的な事業の内容と、努力目標としての指標を示します。
- 第5章では、計画全体を円滑かつ効果的に推進するための取組や推進体制等を示します。

## 第2章 環境を取り巻く情勢と課題

### 1 世界の情勢と課題 ～地球規模の課題・世界的な環境問題と対策への動き～

#### (1) 気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第5次評価報告書(2014年)」によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、人為起源の発生源の二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量の間には、ほぼ比例関係があることが明らかになっています。

これを踏まえ、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択(平成27(2015)年12月、発効は平成28(2016)年11月)され、国際的な気候変動への対応として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこと、とされました。

各国は、「パリ協定」に基づき、それぞれ排出量削減の目標を掲げ、令和2(2020)年からは本格的な運用の段階に入っていますが、目標である「2℃未満、可能な限り1.5℃」の目標を達成するためには、すべての国のより一層の削減努力が必要とされており、令和3(2021)年開催予定のCOP26(新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年11月の開催予定が1年延期されたもの)では、各国の取組の状況や削減目標の見直しなど、活発な議論が交わされる見込みです。

また、新興感染症の発生・拡大は、世界中の人々の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしており、今後の気候変動対策については、こうしたことを踏まえて検討していくことも求められます。

なお、世界の二酸化炭素濃度について、温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)の解析によると、大気、海洋ともに長期的に増加しており、このうち平成30(2018)年の大気中の平均濃度は、前年から2.3ppm増加して407.8ppm、工業化以前(1750年)との比較では47%の増加となっています。

#### (2) 海ごみによる海洋汚染

マイクロプラスチックなどの海ごみによる海洋汚染の問題が国際的な課題となる中、令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係各国の間で共有されました。

また、これと併せて、平成29(2017)年のG20で採択された「海ごみ行動計画」の効果的な実施に向け、適正な廃棄物管理や海洋プラスチックごみの回収、イノベーションの展開など自主的な取組を実施するとともに、科学的知見の共有や多様な関係者の関わりなどG20各国間の協調や、G20以外への展開等を内容とする「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が支持されています。

貴重な海洋資源・海洋生態系を守るため、深刻化する海洋汚染の現状について、各国が認識を共有し、連携・協力のもとでこの課題に向き合い、早急に対策を講じていくことが求められています。

#### (3) 生物多様性の低下

地球環境の変化や無秩序な開発により、生物多様性が失われつつあり、この状況がこのまま続けば、それに伴う広範な生態系サービス(人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益)の低下が生じる可能性が高いと指

摘されています。

こうした現状に鑑み、平成 22(2010)年 10 月に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択され、その中で、令和 32(2050)年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現が、また令和 2(2020)年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動の実施」が、それぞれ掲げられました。

併せて、この短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる平成 27(2015)年又は令和 2(2020)年までの 20 の個別目標(愛知目標)が定められ、各国において取組が進められていますが、現状では目標の達成は厳しく、令和 3(2021)年に開催予定(新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年 10 月の開催予定が延期されたもの)の COP15 では、そうした状況も踏まえ、愛知目標の最終評価とともに、新たな生物多様性枠組が採択される見込みです。

#### (4) SDGs - 国際社会の普遍的な目標 -

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、“2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。

SDGs は、「気候変動(気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる)」など 17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和 2(2020)年 1 月には「SDGs 達成のための 10 年」がスタートしました。

こうした SDGs の考えは、各国の企業経営者や若者など幅広い層に広がりつつあり、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることも期待されるところとなっています。

#### ～環境に配慮した企業活動への関心の高まり～

環境政策を強化する各国の動きもみられる中、企業においては、より環境負荷の少ない製品の開発や ESG 投資の拡大など、環境を重視した企業経営や事業展開へのシフトが活発になってきており、また、消費行動においても、そうした商品やサービス、企業の取組を評価し、積極的に選択する傾向が高まりつつあります。

## 2 国内の現状と課題 ～変化する社会情勢や今日的な課題、環境政策の方向性～

### (1) 人口減少、少子化・高齢化の進行

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」によると、毎年の減少スピードが、2020 年代初頭の年 50 万人程度から、2040 年代頃には年 90 万人程度に加速し、総人口は、令和 22(2040)年は 1 億 1,092 万人、令和 42(2060)年には 9,284 万人にまで落ち込むとされています。特に年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65 歳以上)は令和 24(2042)年にピークを迎え、同年の高齢化率は 36.1%と推計されています。

### (2) 人口の偏在と地域の担い手の減少

人口の減少に加え、人口の地域的な偏在も課題となっています。

とりわけ農村部などの中山間地域では、都市部への若年層の流出によって地域の担い手が減少し、地域コミュニティの維持・存続といった社会的な課題とともに、地域の環境保全の取組の面でも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、荒廃農地（耕作放棄地）の増加や森林の荒廃が進むこと、里地・里山などの豊かな自然が失われ、その結果、生物多様性の低下・損失を招くことなどが懸念されています。

こうした人口の減少や地域偏在に歯止めをかける対策を進めると同時に、既に起きている環境への影響を踏まえ、その改善・回復に向けた取組を進めることが急務となっています。

### (3) 頻発する大規模な豪雨災害

近年、世界各地で、大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きており、国内でも、豪雨による災害が頻発しています。

気象庁では、こうした災害について、「背景にある地球温暖化の影響を考慮する必要がある」とし、過去の観測データの解析を行っています。それによると、

- ・1日の降水量が200ミリ以上という大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも長期的には明瞭な増加傾向を示している。
- ・“滝のように降る”1時間あたり50ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が長期的な増加傾向にあるなど、雨の降り方に変化が見られる。

などとし、こうした極端な気象・気候現象は、今後地球温暖化が進行すればさらに増加していくと予測されている、とも記しています。

そのため、環境保全の取組を含む様々な行政施策においては、こうした気象・気候の変化を認識し、大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく必要性が高まっていると言えます。

### (4) 国の方針・計画

#### <環境政策の方向性>

国では、環境保全に関する条約や国際的な方針等を踏まえ、環境政策に関する法律や計画等を定めており、地方自治体の取組も含め、各種施策を進める上での基礎となっています。

#### ●環境基本計画(第5次計画、平成30(2018)年4月)

国の環境基本計画では、環境基本法や累次の計画と同様に、「持続可能な社会」を基本的な方向性として示しており、第5次計画で目指すべき「持続可能な社会」の姿として、次のように記述しています。

#### ～「持続可能な社会」の姿～

経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する循環共生型の社会。

そして、この「持続可能な社会」の構築にあたり、今後の環境政策が果たすべき役割は、経済社会システムやライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノ

バージョンを創出すること、また、深刻化・複合化する環境・経済・社会の諸課題の同時解決を実現すること、と整理しています。

また、各々の地域が持続可能であることの重要性から、重点戦略の一つに「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」を据え、「地域循環共生圏」の創造を目指すとしています。

#### ～地域循環共生圏～

各地域が、その特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり・経済的なつながり）を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かしていくもの。

#### ●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画

IPCC 第5次報告書を踏まえた国連の取組（「パリ協定」）を踏まえ、我が国としての「地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月）」及び「気候変動適応計画（平成30（2018）年11月）」が策定されました。これは、気候変動対策を進めていく上で、「緩和」策と「適応」策は車の両輪である、との考えのもと、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年）」及び「気候変動適応法（平成30（2018）年）」が制定され、それぞれの法律に基づく2つの計画を礎に、気候変動対策を着実に進めていく、とされているものです。

「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標と目標達成のための施策が、また「気候変動適応計画」では、農業や健康、自然災害、都市インフラなど分野ごとの基本的な施策が、それぞれ示されています。

関連して、国の中長期的なエネルギー政策の基本指針である「エネルギー基本計画」についても、平成30（2018）年7月に閣議決定された現行計画の改定に向けた協議が開始され、令和3（2021）年にかけて議論される見通しとなっています。

#### ●循環型社会形成推進基本計画（第4次計画、平成30（2018）年6月閣議決定）

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づいて定められている計画で、概ね5年ごとに見直しが行われており、平成30（2018）年6月19日に第4次となる循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7（2025）年までに国が講ずべき施策が示されています。

#### ～レジ袋の有料化～

また、プラスチックの過剰な使用の抑制を進める取組の一環として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて消費者のライフスタイルの変革を促すため、消費者が商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化が、令和2年7月1日から全国一律でスタートしました。

### ●海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和元(2019)年5月変更閣議決定)

海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼし、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。

これを受け、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針についても変更され、次の事項が追加されています。

- ・海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること
- ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制のため、使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進等を図ること
- ・マイクロプラスチックの海域への排出抑制を図るため、事業者による洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの使用抑制、国による実態把握を推進すること
- ・多様な主体の連携を図るほか、国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築などを行っていくこと

### ●生物多様性国家戦略(「2012-2020」、平成24(2012)年9月閣議決定)

この戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。わが国では、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しが行われました。

現行の戦略は、平成24(2012)年に策定されたもので、平成22(2010)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」として閣議決定されました。

この戦略のポイントは次のとおりです。

- ・愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ・2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、次の「5つの基本戦略」を設定
  1. 生物多様性を社会に浸透させる
  2. 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
  3. 森・里・川・海のつながりを確保する
  4. 地球規模の視野を持って行動する
  5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- ・今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

### ●瀬戸内海環境保全基本計画(平成27(2015)年2月変更閣議決定)

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき政府が策定する、瀬戸内海の環境の保全に関する基本的な計画で、当初計画は昭和53年に閣議決定され、平成6年と平成12年に変更が行われました。

現行の計画は、平成27(2015)年に閣議決定されたもので、これまでの計画では、

「水質の保全」と「自然景観の保全」の二つを目標としていましたが、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指すという観点から、次のような大幅な変更が行われました。

- ・生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立て
- ・水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- ・生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立て
- ・計画の適切な進捗管理のため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化

#### <関連する国の方針等>

また、国においては、デジタル化に係る技術革新を背景に、IoTやAIを活用し、経済発展と環境問題を含む様々な社会的課題の解決の両立を図る、新たな社会システム(「Society5.0」)の構築を目指す考えを打ち出しています。

加速するデジタル化の流れや、新興感染症対策としての新たな生活様式への移行など、社会全体のあり方が大きく変わろうとする中、環境保全に関する施策の検討や具体的な取組の推進においても、こうした大きな変化を捉え、それと連動させて考えいくことが肝要です。

### 3 県内の現状と課題 ～これまでの取組の成果と課題～

#### ー県環境基本計画に基づく取組の状況ー

##### (1) 地域から取り組む地球環境の保全

国の「地球温暖化対策計画(平成28(2016)年5月)」を踏まえ、県においても「岡山県地球温暖化防止行動計画」の見直しを行い、平成29(2017)年3月に改訂しました。

改訂後の計画では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の目標年次である令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で17.7%削減する目標を掲げています。

目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入促進や、クールビズ・ウォームビズ、クールチョイスなど行動変容を促す運動やキャンペーン、機器導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源対策などに取り組んできたところです。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及台数や、アースキーパーやエコドライブなどを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られています。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種(部門)によって困難さが異なったり、新エネルギーの導入においては、固定価格買取制度改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題のある取組もみられます。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32(2050)年に温室効果ガス排出ゼロを目指すとする動きが加速し、「ゼロカーボン宣言」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2(2020)年7月、表明しました。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を



踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要があります。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、新エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められます。

また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければなりません。

## (2) 循環型社会の形成

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例(平成13(2001)年)に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画により廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の形成に向けた取組を実施しています。

特に、産業廃棄物については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の施策に充てています。

また、県民意識の醸成にも力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や「マイ・バッグ運動」、食べ残しを減らす「30・10運動」など、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところです。

これらの取組の成果として、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率の向上が図られています。

さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30(2018)年7月に発生した西日本豪雨災害での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行いました。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、食品ロスの削減など新たな課題にも重点的に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の促進等によって環境負荷を可能な限り低減する、循環型社会に転換していくことが必要です。

## (3) 安全な生活環境の確保

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させています。また、工場等からの排出ガスや排水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排ガス対策や生活排水対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線の状況についても監視を行っています。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものも未だ残っています。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベストなどへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩

の管理など、新たな課題もみられるところです。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼きを減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖の水質やイメージを改善させるための環境用水の導入に向けた取組やテナガエビなどの生物を利用した水質浄化、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているところですが、なお一層の効果的な施策の展開が求められています。

#### ～住民理解のもとでの安全・安心な開発等～

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことによりお互いの理解を深めていくことが重要であり、「環境コミュニケーション」の推進に取り組んでいるところです。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元年10月に施行しました。

再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つですが、一方で、導入に当たっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘されるところです。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域住民への十分な情報提供を行うことなどを求めており、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としているものです。

#### (4) 自然と共生した社会の形成

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、こうした機会につながる屋外レジャーは、新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな生活様式にもマッチしており、改めて県民の関心やニーズが高まりつつあります。

また、近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕している一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えています。

ツキノワグマについても、生息数の増加に伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の生活を脅かす事態も起きていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要があります。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、安全・安心のもとで人と自然との共生関係を構築することが求められています。

県では、これまで、自然公園の保護や、自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたところですが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながらその魅力アッ

ブを図り、分かりやすい方法により情報発信していくことが重要です。

#### (5) 参加と協働による快適な環境の保全

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせません。

そのため、これまでも“参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできました。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加のもとで、地域特性を生かした良好な景観の保全と形成、創造に努めています。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、小学校等への出前講座やエコツアーの実施回数・参加者数が目標を上回るなど、高く評価されるとともに、継続して取り組むべきとの県民の意見も多く聞かれているところです。

さらに今後は、これまでの取組とともに、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、県民の関心の高い気候変動等に関する情報の発信などについても、より積極的に取り組むことが求められています。

#### (6) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要です。

そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んできたほか、消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県自らも率先して再生品等の積極的な調達(グリーン調達)に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきたところです。

また、森林資源を活かした木質バイオマスの利活用促進や、環境保全型農業の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取組が広がりつつあります。

一方で、環境マネジメントシステムの普及拡大など伸び悩んでいる取組もみられ、企業・事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっています。

今後、環境経営へのシフトなど世界の潮流も捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要です。

#### ◆◆トピックス◆◆ 新興感染症の発生・拡大への対応

令和元(2019)年12月に中華人民共和国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、その後、ヨーロッパなど世界各国に広がり、令和2(2020)年1月、世界保健機関(WHO)は「緊急事態」を宣言し、これを受け、各国は都市封鎖や国境閉鎖など感染拡大防止の対策を強化するなど、人々の日常生活や経済活動は大幅に制限される事態となりました。

現状(令和2(2020)年10月)においては、各国・地域でそれぞれ状況は異なるものの、徐々に経済活動を再開させる動きも見られ、状況に応じて規制を強めたり緩めたり

たりしながら、ウイルスとの共存を図る段階へと移行しつつあります。

日本でも、令和2(2020)年1月に最初の患者が報告されて以降、新規感染者数が増減を繰り返すなど、未だ収束が見通せない中ではありますが、感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の普及・定着が図られつつあり、行政全般においても、施策の検討や事業の進め方など、そうした変化を踏まえた見直しや工夫が必要となっています。

環境保全の取組も、本計画に掲げる目標や、個々の取組の進め方・実施手法等について、逐次変化する状況を踏まえながら、現実に即し、柔軟に運用していくことが求められています。

### 第3章 目指す姿

#### 1 計画により目指す将来の姿

県では、これまで、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が、認識の共有を図りながら、参加と協働の下で、環境保全の取組を進めてきました。

本計画においても、こうした考え方を踏襲し、長期的な視点としての目標年次である令和22(2040)年頃の姿について次のとおり定め、これを目指すこととします。

＜目指す姿＞ 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」  
～ 守ろう！つなごう！岡山の環境(仮案) ～

そして、それが達成された将来の姿を、

- 気候変動対策が進んでいる社会
  - 資源循環の仕組みが構築された社会
  - 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
  - 自然と共生する社会
  - 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会
- として、その具体的なイメージを描きます。

#### 2 目指す姿の具体的なイメージ

##### (1)気候変動対策が進んでいる社会

「地球温暖化のリスクを誰もが理解し、温室効果ガスの排出をできるだけ抑えた地球環境に優しい生活スタイルが人々の間に定着している社会」を目指します。

- ◇地域資源を活かした新エネルギーの導入が進み、エリア内でのエネルギー循環や災害時・緊急時の備えなど、生活や地域に根ざした形で普及しています。
- ◇家庭や事業所等では、省エネルギー型の設備や機器が普及し、また、移動の場面においても、スマートな交通手段への転換が図られています。

### 第2章 計画の目指すべき姿

#### 1 計画により目指すべき将来

本計画では、県民、環境NPO、事業者、行政などが共通の認識を持ち、社会すべての構成員の参加と協働により環境保全への不断の取組が継続され、さらに、環境を核とした地域の活性化や地域産業の実現がなされている社会、即ち

「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」

を目指すべき姿とし、その実現に向け、

「地域から取り組む地球環境の保全」

「循環型社会の形成」

「安全な生活環境の確保」

「自然と共生した社会の形成」

の4つを基本目標として掲げ、総合的かつ戦略的に施策を実施していきます。

また、これらの基本目標を効果的・効率的に推進していく上で、県民が環境や協働に対する意識を持ち行動すること、さらには、環境と経済が調和し好循環することが大きな推進力となることから、

「参加と協働による快適な環境の保全」

「環境と経済が好循環する仕組みづくり」

の2つを推進目標として掲げ、基本目標を横断する施策を実施することとします。

#### 計画の体系図



#### 2 目指す将来のイメージ

##### (1)環境の側面ごとにみた社会のイメージ

本計画で目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」は、環境の側面ごとにみると次のような社会としてとらえることができます。

##### ①地域から地球環境の保全に取り組む社会

すべての県民や事業者が地球温暖化をはじめとする地球環境問題の重要性を共有し、家庭や事業所等において、省エネルギー型機器の導入や節電、公共交通機関の利用等の省エネルギー行動が定着し、資源やエネルギーを浪費しないライフ

◇県民の間で環境を守る意識が高まり、賢い選択によるライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。

## (2) 資源循環の仕組みが構築された社会

「限りある資源を大切にす意識や取組が浸透し、街や海・山が、ごみのないきれいな状態に保たれている社会」を目指します。

◇循環型社会の大切さを誰もが意識し、3Rや食品ロスを減らす取組を日々の暮らしの中で実践しています。

◇家庭や事業所から出されるごみは、ルールに沿って、リサイクルなどの処理が、きちんとされています。

◇廃棄物の不法投棄や不適正処理が未然に防止され、地域の環境美化活動も活発に行われています。また、災害時に備えた廃棄物の処理体制も整っています。

## (3) 安全・安心な生活環境に囲まれた社会

「きれいな空気や水に囲まれ、安心して日常を過ごすことができる健康的な社会」を目指します。

◇工場や自動車の排ガス、PM2.5などによる大気汚染が抑制され、県下全域に澄んだ空気が広がっています。

◇河川や児島湖、瀬戸内海などの水環境が良好な状態に維持され、美しい自然景観や豊かな水産資源が育まれています。

◇ダイオキシンやアスベスト等の有害な物質や、騒音、振動、悪臭、環境放射線など、健康や暮らしに影響を及ぼす要因が抑制され、安全・安心な生活環境が保たれています。

## (4) 自然と共生する社会

「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

◇自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が息息・生育しています。

◇県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。

◇適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

## (5) 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会

「すべての県民が、環境に関する問題を自分事として捉え、行動する社会」、「産業振興による経済の成長が図られつつ、環境保全の取組も進んでいる社会（環境保全と経済成長が相互にプラスをもたらしながら進んでいる社会）」を目指します。

◇学校や地域で、環境について学び体験する様々な機会が用意されており、多くの人が参加し、省エネや環境美化、景観の保全などの実践行動に結び付いてい

ます。

さらに、NPOや企業など様々な主体による、太陽光・小水力・バイオマスなどの新エネルギーの地産拡大が進んだ結果、地域分散型のエネルギー供給が拡大し、温室効果ガス排出量も大きく削減されています。

これらの結果、新エネルギーを活用した豊かな生活と活発な経済活動が展開されています。

## ② 資源が効率的に活用される社会

経済成長を最優先した大量生産・大量消費型社会から脱却し、県民・事業者等による、ごみを減らす、再使用する、再生利用するといった自主的な3Rの取組が社会に定着するとともに、バイオマスなどの未利用資源の有効活用やエコ製品の普及が進み、循環型社会が形成されています。

こうした結果、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量の大幅な減少とリサイクル率の向上により最終処分量が減少し、廃棄物処理による環境への負荷が大きく低減されるとともに、廃棄物の不法投棄や不適正処理などがなくなっています。

## ③ 安全な生活環境が保全されている社会

公害防止のための技術導入、測定監視及び公共下水道等の整備が一層進み、大気環境や河川・湖沼等の水環境は、県民の健康に不安を与えない、良好な状態に保たれています。また、ダイオキシン類等の有害化学物質やアスベスト、環境放射線、騒音、振動、悪臭など生活の平穏や快適性を損なう要因は、適切に抑制、監視されています。

あわせて、良好な環境を次世代へ継承していくための意識が醸成され、体制も整い、安全で平穏な生活環境が確保されています。

## ④ 自然と共生した社会

県民一人ひとりが自然保護や生物多様性の重要性を認識し、県内の優れた自然環境が保全され、地域の特性に応じたよりきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が息息・生育しています。

森林が持つ多面的機能が県民に豊かな暮らしを提供し、将来にわたる県民共有の財産として、森林の適正な整備や保全が図られています。

また、多くの県民が身近な自然とのふれあいやニューツーリズムなどを通じて、安らぎや潤いを実感しています。

## (2) 地域ごとにみた社会のイメージ

本県は、中国山地から瀬戸内海まで変化に富んだ多様・多彩な地域により構成されています。その自然条件や社会環境、人口構成等は大きく異なっており、目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」のあり様も、それぞれの地域において異なります。

地域ごとにみた達成すべき具体的なイメージは次のとおりです。

### ① 中国山地エリア

自然公園をはじめとして優れた景観や自然環境が保全され、温泉、キャンプ、スキーなど、四季折々の自然とのふれあいや、自然を楽しむための県民の憩いの場として親しまれています。整備された豊かな森林は、三大河川の水源やCO<sub>2</sub>の吸

- ます。
- ◇業種を問わず、環境に配慮した事業経営への意識が高まり、技術開発等によって、より環境性能の高い製品や環境負荷の少ないサービスの提供が進んでいます。
  - ◇環境配慮に取り組む企業・事業者や環境配慮の製品・サービスを評価・認証する制度が積極的に活用され、消費者の賢い選択にもつながっています。

収源、バイオマスの供給源として重要な役割を果たし、また、こうした森林の重要性が広く知られ、県民共有の財産として、下流域のボランティアや環境NPO等の参加による森林づくりや管理が行われています。

従来からの自然と調和した特色ある農林業とともに、地域の未利用バイオマスを活用した環境ビジネスや自然と親しむエコツアーなど、新たな産業が地域経済を支える大きな柱に育っています。

#### ②吉備高原里山エリア

長い年月にわたる人と自然とのかかわりにより形成されてきた棚田や集落の景観が、ふるさと岡山の原風景として多くの県民から愛されています。多様な生物を育み、ふるさとのシンボルとなっている里地・里山等は、地域の人々の身近な生活環境の一部としてだけでなく、都市に住む人々が自然とふれあう場として、また環境学習の場として活用されています。

こうした里地・里山は、環境への負荷が少ない環境保全型農業の積極的な取組等により、生物多様性保全を含む多面的機能が維持、保全されています。また、里地・里山など生活と密着した自然環境の管理や水路の維持管理等、一般家庭を巻き込んだリサイクル活動等が、歴史的な伝統行事と同様に、地域を豊かにするための活動として、地域コミュニティによって積極的に担われています。

#### ③市街地・田園エリア

都市部は、公園や街路樹などの緑化や水辺づくりとともに、効率的な空間利用が進んだコンパクトで環境負荷が小さく、魅力とにぎわいが感じられる景観が形成されています。また、エコドライブ意識や公共交通機関の利便性の向上等による自動車の適切な利用や、オフィスにおける省エネ意識の定着や省エネ・新エネ機器の積極的な導入により、CO<sub>2</sub>の排出量が低下するとともに大気環境やヒートアイランド現象が改善しています。

郊外の住宅地域や田園地域においても、省エネ性能の高い住宅や省エネ型家電製品等の普及とともに、積極的な3Rやグリーン購入の実践により、資源・エネルギーの消費やごみの排出が減少しています。また、地域ぐるみで落書きやごみのポイ捨て防止に取り組み、まちの美観や清潔、安全・安心の向上に結びついています。

事業者や工場等は、CSR活動として環境保全面での社会貢献に積極的に取り組み、自らの事業に関しても環境に対する配慮を経営における重要な課題として認識し、環境マネジメントシステムに基づきCO<sub>2</sub>や汚染物質、廃棄物の排出削減、循環資源の利用促進や環境効率性の向上など、環境への負荷の低減に積極的に努める一方、環境技術の研究開発や新たな環境ビジネスへの積極的な参入が行われています。

#### ④瀬戸内海エリア

下水道の整備等により、生活排水等を原因とする汚濁物質が減少し、瀬戸内海や児島湖の水質が改善しています。また、日本を代表する国立公園である瀬戸内海や児島湖の景観や良好な水辺環境を守るため、地域住民やボランティア、環境NPOによる清掃活動や環境学習等が行われています。

瀬戸内海の魅力ある海辺づくりが進むとともに、藻場・干潟の再生など海域環境の修復により、魚介類などの生息環境が改善しています。この結果、水産資源



が回復基調となるだけでなく、多くの人々がマリンスポーツや海水浴、海釣り、環境学習等で海に親しむ場が増加しています。

水質が改善した児島湖は、市街地に近い貴重な水辺として、また、野生動植物のオアシスとして、地域住民の憩いの場となるとともに、住民等によるアダプト活動などが盛んに行われています。

#### 地域の区分



「主要施策」は、「重点プログラム」と一体化

### 第3章 主要施策 1 基本目標

#### (1) 地域から取り組む地球環境の保全

##### 現状と課題

##### 地球温暖化対策

本県では、平成14(2002)年3月に岡山県地球温暖化防止行動計画を策定し、省エネルギーの促進による排出抑制対策や吸収源対策を進めてきましたが、平成26(2014)年度の温室効果ガス排出量(速報値)は、基準年比9.9%増の5,274万トンとなっています。さらなる温室効果ガス排出量削減に向け、排出量の約6割を占める産業部門では原単位当たりの排出削減を一層進めるとともに、排出量の伸びが著しい民生部門では省エネルギー型ライフスタイルへの転換を、運輸部門では環境性能に優れた自動車の導入等を進めていく必要があります。同時に国のエネルギー政策の見直しを踏まえ、本県に適した地域分散型の新エネルギー導入を拡大することも大切です。

このように広範な対策が必要となっている状況を踏まえ、県では平成23(2011)年に新たな行動計画を策定し、「低炭素ものづくりモデル県の構築」、「緑の経済成長推進県への挑戦」、「エネルギー地産推進県の追求」のほか、「県民総参加体制の構築」を目指すべき方向性として位置付け、県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、様々な温暖化対策に取り組んできました。

平成28(2016)年5月に国の地球温暖化対策計画が策定されたことから、平成29(2017)年3月に県の行動計画を改定し、さらに取組を進めていくこととしています。

岡山県内の温室効果ガス排出量(単位：万t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度 平成2年度 (1990年度)	〈速報値〉 平成26年度 (2014年度)	基準年度比		
			増減率	構成割合	
一酸化炭素	産業部門	3,200	3,246	1.4%	61.6%
	民生部門	517	787	52.3%	14.9%
	家庭	248	388	56.9%	7.4%
	業務その他	269	399	48.1%	7.6%
	運輸部門	425	431	1.5%	8.2%
	エネルギー転換	240	474	97.2%	9.0%
	工業プロセス	228	135	△40.6%	2.6%
	廃棄物部門	46	75	61.6%	1.4%
	計	4,657	5,149	10.6%	97.6%
メタン等	141	125	△11.3%	2.4%	
合計	4,797	5,274	9.9%	100.0%	
全国	1,271百万t	1,364百万t	7.3%	—	

※端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

##### 酸性雨対策

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は、国内での発生だけでなく国境を越えての飛来も懸念されています。

本県では、年平均でpH4.4～5.7の状態が継続しており、酸性度の著しい変化はみられませんが、今後も引き続き監視を行う必要があります。

代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量 (GJ/百万円)	77.4 (平成16(2004)年度)	83.7 (平成25(2013)年度)	83.2
CO <sub>2</sub> 換算 (kg-CO <sub>2</sub> /百万円)	4,703 (平成16(2004)年度)	4,210 (平成25(2013)年度)	4,185
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量 (MJ/m <sup>2</sup> )	962 (平成16(2004)年度)	883 (平成25(2013)年度)	847
CO <sub>2</sub> 換算 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )	134.4 (平成16(2004)年度)	135.7 (平成25(2013)年度)	130.1
1世帯当たりのエネルギー消費量(GJ/世帯)	41.9 (平成16(2004)年度)	37.1 (平成25(2013)年度)	35.6
CO <sub>2</sub> 換算 (kg-CO <sub>2</sub> /世帯)	5,287 (平成16(2004)年度)	5,198 (平成25(2013)年度)	4,990
自動車1台当たりのエネルギー消費量(GJ/台)	35.9 (平成16(2004)年度)	38.8 (平成25(2013)年度)	37.7
CO <sub>2</sub> 換算 (kg-CO <sub>2</sub> /台)	2,420 (平成16(2004)年度)	2,652 (平成25(2013)年度)	2,578

※算出に用いる国の統計データが見直されたため、計画策定時の数値と現況や目標の数値とは算出方法が異なる。

主要施策

地球温暖化対策

《新エネルギーの導入促進》

■太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かし、大規模太陽光発電設備の設置や、住宅における発電設備の導入促進など様々な取組を通じて、本県における太陽光発電量の増大を図ります。

■小水力発電の導入促進

県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、小水力発電の導入を促進します。

■バイオマスエネルギーの利用拡大

実用化や利用拡大に向けた取組が進められている木質ペレット、バイオガスなどのバイオマスを利用した燃料は、カーボンニュートラルな燃料としてCO<sub>2</sub>の排出抑制につながることから、利用の拡大を図り、エネルギーの地産拡大を目指します。

■新エネルギーの普及啓発等

「水素」など新たな可能性が期待される分野を含め、新エネルギー関係情報の提

供やセミナーの開催等の普及啓発活動を実施することにより、地域への新エネルギー導入に対する理解や意欲、新エネルギーを活用する気運の拡大を図ります。

また、市民共同発電所の取組のほか、新エネルギー産業クラスターの形成や地域で進めるエネルギー自給等の取組支援などにより、新エネルギーを活用した取組の拡大を図ります。

#### 《省エネルギーの推進》

##### ■建築物等の省エネルギー化の促進

工場・ビル等の新築・増改築時の省エネ化や壁面緑化などを促進するとともに、県有施設においても県自らが率先し節電・省エネルギーに取り組みます。

##### ■産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

事業者による温室効果ガスの自主的・計画的な排出抑制を促進するため、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用等を図るとともに、競争力強化と省エネルギー推進の観点から、総合特区制度を活用してコンビナートの高効率・省資源化を促します。

##### ■省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

県民・事業者が地球温暖化防止のための自主的な取組の目標を定め、実践するアースキーパーメンバーシップ会員の拡大や、クールビズ・ウォームビズ県民運動を中心とする「COOL CHOICE(クールチョイス)」の普及、エコドライブの推進などにより、環境負荷の少ない省エネ重視のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換と定着を図ります。

##### ■省エネルギー住宅・省エネルギー型機器等の普及拡大

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化」を推進します。

##### ■地産地消の推進

地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフードマイレージ(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、地産地消運動等の実施により、生産者と消費者の相互理解を深め、県産農水産物の安定供給と消費拡大を図ります。

##### ■低公害車の導入促進

低公害車の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り、導入を促進します。また、特に環境性能の高い電気自動車等(EV・PHV・FCV)については蓄電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

##### ■公共交通機関等の利用促進

地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上などを進めることにより、環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を促進します。

#### ■交通円滑化の推進

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

#### 《フロン類対策》

#### ■フロン類対策の推進

我が国では、オゾン層破壊物質である特定フロンについては平成7(1995)年に生産が全廃されていますが、特定フロンに代え使用されている代替フロンは地球温暖化を促進するため、大気への排出を抑える必要があります。このため、フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器に係る使用時における漏えいの防止のための適切な管理や、適正な充填と確実な回収・破壊等が行われるよう、事業者等に対する普及啓発や指導等を行います。

#### 《吸収源対策》

#### ■森林の保全

水源の涵養<sup>かん</sup>、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となり、その森林の成長過程において二酸化炭素が吸収されることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

#### ■都市の緑化推進

都市の緑化はヒートアイランド対策としても有望視されていることから、事業所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

#### 酸性雨対策

#### ■硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制

酸性雨の原因物質を削減するため、今後も、企業等に対して硫黄酸化物や窒素酸化物の一層の排出抑制を働きかけるとともに、継続して酸性雨の状況を監視します。

## (2)循環型社会の形成

### 現状と課題

#### 3Rの推進

本県では、平成13(2001)年に全国に先駆けて岡山県循環型社会形成推進条例を制定し、これに基づく各種施策を総合的・計画的に推進しています。岡山県廃棄物処理計画により廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、地方公共団体等の役割を明らかにし、3Rの推進による循環型社会の形成のため、各種施策を実施しています。

さらに、産業廃棄物については、税という経済的負担を賦課することによる発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年から岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の各種施策に充当しています。

また、容器包装リサイクル法改正による新制度導入(平成19(2007)年4月施行)を契機として、レジ袋の削減に対する社会的関心が向上したことも相まって、マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動に全県的に取り組んでいます。

これからは、社会の仕組みを、廃棄物などの発生抑制、資源の循環的利用の促進等により天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会に転換していく必要があります。

#### グリーン購入等の推進

県では、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、県内で生産されるリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に取り組んでいます。また、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、再生品等の率先購入に努めています。

#### 廃棄物の適正処理の推進

本県の平成26(2014)年度における一般廃棄物の排出量は約71万トン、最終処分量は約3万7千トン、産業廃棄物の排出量は約553万トン、最終処分量は約32万トンで、排出量、最終処分量は長期的に減少傾向にあります。最終処分場の一定量以上の残余容量を確保していく必要があることから、さらなる、排出抑制等を促進する必要があります。

一方、依然として悪質な産業廃棄物等の不法投棄や野焼きなどの不適正処理が見受けられるとともに、私たちの日常生活から出たごみが海ごみとなって漂流、堆積し、環境や景観の悪化原因となる状況や、マイクロプラスチックという新たな問題も生じています。

また、事業者処理責任のもとに、産業廃棄物は県境を越えて広域的な処理が行われているほか、近年、全国的に大規模地震等の災害発生により、平常時の廃棄物処理体制では処理できない規模の災害廃棄物が生じる事例がみられます。

廃棄物の適正処理の確保は、環境への負担軽減、処理の公平性の担保、社会正義の実現のためにも重要であり、引き続き監視、指導の強化や、情報提供体制の充実、さらには災害廃棄物への備えなどに取り組んでいく必要があります。

代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
一般廃棄物の排出抑制・ 資源化率※(%)	90 (平成17(2005)年度)	95.3 (平成26(2014)年度)	96
産業廃棄物の排出抑制・ 資源化率※(%)	93 (平成17(2005)年度)	95.4 (平成26(2014)年度)	96

$$\text{※排出抑制・資源化率} = 1 - \left( \frac{\text{埋立処分量(t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量(t/年)}} \right) \times 100$$

この指標は本県独自のものです。分母を平成17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするものである。

主要施策

3Rの推進

《循環型社会に向けた意識の改革》

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

買物袋(マイバッグ)の持参、食品ロスの削減、使い捨て製品の使用自粛など、消費者によるリデュースの取組を促進するため、暮らしのあらゆる場面において、ものの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方に基づくライフスタイルへの変革を目指し、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」や民間団体等と連携しながら、「おかやま・もったいない運動」を展開していきます。

■循環資源情報の提供

循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理するため、岡山県環境保全事業団を「循環資源総合情報支援センター」に指定し、インターネットを活用して県民や民間団体等に必要な各種情報の受発信を行います。

《一般廃棄物の3R》

■一般廃棄物の3Rの推進

市町村には、その区域内の一般廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正な処分が求められており、ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入、容器包装廃棄物の分別収集の徹底、家電品についての回収体制構築など、市町村の処理に関する3Rの推進に向けて必要な助言等を行うとともに、県民や関係事業者に対して各種リサイクル制度の周知を図ります。

《産業廃棄物の3R》

■産業廃棄物の発生抑制

事業者において、製造工程の技術開発やリサイクルの研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた活発な取組が行われるよう支援します。



#### ■循環資源の利活用推進

循環資源(汚泥、鉍さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類、ガラスくず等)を活用したリサイクルビジネスでは、技術シーズや素材が地域を越えて提供されることがあることから、産学官連携により広域的なネットワークを形成して循環資源の利活用を推進していきます。

また、各種リサイクル関連法の関係事業者への周知・徹底を図るとともに、引き続き公共工事における建設廃棄物の再資源化に努め、制度に則ったリサイクルを確実に推進します。

#### 《岡山エコタウンの推進》

#### ■岡山エコタウンプランの推進

岡山エコタウンプランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を図ります。また、本県の各地域の産業特性を生かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル関連法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用することなどにより、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。

#### グリーン購入等の推進

#### ■グリーン購入等の推進

環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

あわせて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

#### 廃棄物の適正処理の推進

#### ■産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物排出事業者における排出抑制の取組を促進するため、廃棄物処理法に基づく指導・助言をきめ細かく行うとともに、排出事業者処理責任の徹底を図ります。また、処理業者に対しては、講習会の開催や立入検査等により、適正処理を徹底します。

#### ■一般廃棄物の適正処理の推進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が必要であり、施設整備を進めている市町村に必要な助言等の技術的援助を行います。

#### ■不法投棄の根絶

排出業者及び処理業者に対して、適正処理の意識高揚と処理技術の向上を指導します。また、違反者に対して厳正に対処することで廃棄物処理の公平性を担保し、社会正義を実現していきます。

また、海ごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等により流れ込んでいる状況を踏まえ、県下全域で発生抑制の啓発を進めるとともに、ボランティア等による地域の環境美化活動を促進します。

**■広域的な移動に対する対応**

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われていますが、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、搬入の抑制、適正処理の確保等に努めます。

**■災害廃棄物に対する備え**

大規模地震等の災害に伴い発生する廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理されるよう、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するほか、平常時から、市町村、関係事業者団体、他の都道府県との協力・支援体制の整備や、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練等に努めます。

### (3)安全な生活環境の確保

#### 現状と課題

##### 大気環境の保全

硫黄酸化物の排出量は、工場・事業場に対する規制の強化等により以前に比べて大きく減少し、近年では昭和40(1965)年代のピーク時と比較して約10%となっており、二酸化硫黄の濃度は近年ほぼ横ばいで推移、二酸化窒素の濃度は減少傾向にあり、いずれも、すべての測定局で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントの濃度は、すべての測定局で環境基準を達成していません。また、浮遊粒子状物質の濃度は、黄砂の影響から環境基準が達成されないことがあります。概ね環境基準を達成しています。微小粒子状物質(PM2.5)の濃度は、多くの測定局で環境基準を達成していません。

きれいな空気を保つためには、工場等の固定発生源からの排出量を抑制するとともに、自動車排ガス等の移動発生源対策を、県民、事業者、行政の協働で一層推進することが重要です。

##### 水環境の保全

河川のBODは平成27(2015)年度には、31水域のうち29水域で環境基準を達成しています。児島湖の水質については、依然としてCODが環境基準を上回っていますが、ハード・ソフト両面の総合的な対策の効果が現れ、近年緩やかな改善傾向がみられます。

瀬戸内海の水質は、平成27(2015)年度にはCODが10水域のうち3水域で、全窒素は8水域すべてで、全りんは8水域中7水域で環境基準を達成しています。

公用水域のさらなる水質改善には、工場・事業場排水の徹底した管理、公共下水道等の普及促進による生活排水の適正処理が必須ですが、市街地・農地からの流出水対策や自然の浄化能力を活用した河川、用・排水路の整備も必要です。一方で、瀬戸内海での漁獲量の減少や一部の海域で養殖ノリの色落ちが発生しており、豊かな瀬戸内海を育むための取組が求められています。

##### 騒音・振動の防止

騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法に基づき、それぞれ規制地域として23市町が指定されていますが、今後順次指定を拡大する必要があります。

騒音の環境基準類型あたりは20市町で行われており、特に道路に面する地域で、すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は96%程度ですが、道路構造の改善、交通システム、沿道の土地利用対策などの総合的な対策が一層必要です。

##### 土壌・地下水汚染対策

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が昭和57(1982)年から全国各地で顕在化したことから、地下水に係る環境基準が設定され、水質汚濁防止法において常時監視が義務付けられるとともに、平成23(2011)年の法改正で、事業者に対して有害物質貯蔵指定施設等の届出、構造基準等の遵守及び定期点検の義務が課されたところです。

県の平成27(2015)年度の地下水の概況調査では、31地点のうち3地点で基準超過がみられたことから、周辺調査を実施し原因解明に努めるとともに、浄化対策等の進捗を継続的に監視しています。

土壌汚染についても、土壌汚染対策法の改正により有害物質使用特定施設の廃止時

における土壌調査に加え、一定規模以上の土地の形質変更時における届出が義務付けられるなど規制が強化されており、県内では、同法に基づく土壌汚染が存在する区域として平成27(2015)年度末現在で23件が指定されています。また、県では、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により有害物質取扱事業者への土壌・地下水汚染の発見時における報告の義務付けなどにより、汚染の拡大防止を図っています。

#### 有害化学物質対策

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定により、排出量が大幅に削減され、環境調査結果でもすべての地点で環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質については、過去に一部地域でベンゼンが環境基準を超過していましたが、環境負荷低減条例により事業者に対し、測定や削減計画の作成などの規制を設けたことに加え、事業者自らが排出量の削減に取り組んだ結果、現在では、環境基準を達成している状況です。一方、ヒ素及びその化合物については、一部地域において継続的に指針値を超過していることから、県では環境調査に加えて詳細調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して更なる発生抑制対策を講じるよう指導を行っています。

環境中で残留性の高い化学物質については、国において有害性の研究が行われている段階ですが、本県でも環境濃度の経年的な把握に努めており、現在のところ全国の調査結果と比べ同等以下で特異的な状況でないことを確認しています。

また、PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)により、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を進めることや届出データの集計結果を活用し、事業者自らが化学物質の効果的な排出抑制を図っています。

#### 環境放射線の監視

苫田郡鏡野町にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでは、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術の研究開発を主として行っていますが、事業所周辺等の環境が適切に保たれるよう、環境放射線等の監視測定を行っています。

#### 環境コミュニケーションの推進

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことによりお互いの理解を深めていく「環境コミュニケーション」を推進することが重要となってきています。

代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
児島湖の水質(COD) (mg/L)	8.0	7.2	6.8
自動車保有台数に占める 低公害車の割合 (%)	—	32.0 (平成26(2014)年度)	46

## 主要施策

### 大気環境の保全

#### ■環境に配慮した自動車運転等の推進

エコドライブ運動等を県民運動として展開するとともに、「ノーマイカーデー」の設定等により自動車の利用を抑制し、自動車に起因する大気汚染の防止を図ります。また、ディーゼル自動車の排ガス対策として、環境負荷低減条例に基づき、指定地域内の特定事業者を指導します。

#### ■低公害車の導入促進《再掲》

低公害車の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り、導入を促進します。また、特に環境性能の高い電気自動車等(EV・PHV・FCV)については蓄電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

#### ■公共交通機関等の利用促進《再掲》

地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上などを進めることにより、環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を促進します。

#### ■交通円滑化の推進《再掲》

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

#### ■大気汚染防止対策の実施

ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理の指導を行います。特に、光化学オキシダントについては、濃度が高くなりやすい夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

また、微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視網の整備を進め、正確な情報の提供に努めるとともに、高濃度時には注意喚起を行います。また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究や関係情報の収集に努めます。

#### ■悪臭被害の防止

悪臭による生活環境への被害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域を拡大します。なお、特定悪臭物質の濃度規制では捕捉できない複合臭や未規制の悪臭物質が原因で特定悪臭物質濃度規制のみでは対応が難しい場合には、臭気指数規制による規制地域の導入に努めます。

### 水環境の保全

#### ■生活排水対策

クリーンライフ100構想等に基づき下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、家庭のできる生活排水対策などの普及啓発に取り組み、河川、湖沼、海域等の公共用水域の保全を図ります。

#### ■河川等の保全対策の推進

河川等(ダム湖を含む。)については、生活排水対策、工場・事業場対策等を引き続き推進するとともに、河川等の自然浄化機能の維持向上や森林の保全に努めます。あわせて、広く県民等に対する清流保全意識の高揚を図るとともに、河川等の保全活動の促進を図ります。

#### ■湖沼水質保全対策の推進

児島湖については、児島湖に係る湖沼水質保全計画に掲げる生活排水対策や流出水対策、浄化用水の導入等により水質改善を図るとともに、アダプト推進事業や清掃活動、児島湖協働研究・環境学習など、県民との協働による事業の着実な推進により、水質目標値の達成に努めます。また、児島湖及び周辺一帯を自然豊かで県民が憩い楽しむ場とするよう努めます。

#### ■瀬戸内海の保全と再生

瀬戸内海特有の優れた自然景観及び文化的景観を保全するとともに、自然海岸の保全、藻場・干潟の再生など、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に取り組むことに加え、地域の実情に応じた水質管理について検討するなど豊かな瀬戸内海の実現に努めます。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考えを基本として対応します。

#### ■森林の保全《再掲》

水源の涵養、<sup>かん</sup>県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

#### 騒音・振動の防止

##### ■道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策

道路交通騒音・振動については、関係町村と連携して測定を行うとともに、結果を関係機関に通知し、必要に応じて防止対策を推進します。

また、航空機騒音及び新幹線騒音・振動については、関係市と連携して測定を行うとともに、結果を関係機関に通知し、必要な防止対策を促します。

##### ■騒音・振動の規制

町村の意見をもとに規制地域を順次拡大します。また、市町村合併により生じた同一自治体内の格差については、規制地域の見直しを進めます。

#### 土壌・地下水汚染対策

##### ■土壌・地下水汚染の防止

トリクロロエチレンや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など、地下水に係る環境基準項目などについて計画的に監視測定を実施します。

また、有害物質貯蔵指定施設などの構造基準等の遵守及び定期点検の実施の指導

のため、工場・事業場への立入検査等を行い土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

なお、土壌・地下水汚染を把握した事例にあっては、汚染の除去等の必要な措置の指導及び周辺井戸調査等の監視を継続します。

#### 有害化学物質対策

##### ■有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の環境への排出を抑制し、環境汚染の未然防止を図るため、大気・水・土壌など環境中への排出量や汚染状況等を把握するとともに、PRTR法に基づく届出に係る集計データなども活用し、身近で分かりやすい情報として提供します。

また、発生源の監視を充実させるとともに、適正使用及び自主管理の徹底のほか、排出抑制対策の実施についても指導します。

##### ■アスベスト対策の推進

関係団体や関係機関で構成する「アスベスト対策協議会」により協力・連絡体制の充実・強化を図り、アスベスト対策を総合的に推進します。また、建築物の解体現場等における濃度測定及び情報提供などを行い、アスベストによる健康影響に対する不安の解消に努めます。

#### 環境放射線の監視

##### ■環境放射線の監視

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、事業所や採鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線量を監視するため、5箇所を設置したモニタリングポストにより測定している結果についても情報提供を行います。

#### 環境コミュニケーションの推進

##### ■環境コミュニケーションの推進

事業者と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し対話を行うことにより、お互いの理解を深め、環境問題の未然防止や解決などに結び付けていく環境コミュニケーションが重視されていることから、ホームページ等により広く情報提供を行うとともに、事業者向けのセミナーを開催し、環境コミュニケーションの推進を図ります。

#### (4) 自然と共生した社会の形成

##### 現状と課題

###### 豊かな自然環境の保護

本県の豊かな自然環境は、多くの野生動植物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、エコロジカルネットワークの考え方も踏まえながら、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

###### 野生生物の保護

近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しています。一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えるとともに、オオクチバスやヌートリア等の外来生物による生態系や農林水産業等への悪影響が懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、人と自然との共生関係を構築することが求められています。

###### 自然とのふれあいの推進

自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にすることを育む上でも重要な意義を有しています。特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、身近な自然とのふれあいに対する県民ニーズは年々高まってきています。このため、自然とのふれあいの場の整備と管理を十分行い、その機会を増やしていく必要があります。

###### 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

県内には、吉井川、旭川、高梁川の一級河川をはじめ、多様な水辺環境が存在し、多くの生物が生息するとともに、県民に安らぎと潤いを提供しています。生態系、親水、景観等に配慮した水辺環境の保全と創造を進めるとともに、県民が利用しやすい親水空間を確保していく必要があります。

本県の約8割は、森林、農用地、原野等のみどりで構成されています。みどりは、県民に安らぎと潤いを提供するほか、気候緩和や街並みなどの快適な景観の形成など多様な機能を有しています。特に、森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多くの重要な働きを持っています。

しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少などによる手入れ不足に伴う森林の公益的機能の低下や、農業従事者の減少、高齢化などによる耕作放棄地の増加なども懸念されています。

このため、森林の公益的機能を将来にわたり持続的に発揮させるため、森林を適正に管理していくとともに、都市緑地、里地・里山など、身近なみどりの保全と創出を一層進めていく必要があります。

###### 自然との共生おかやま戦略の推進

本県は中国山地から瀬戸内海に至る様々な自然環境を有し、長い歴史の中で、人が自然に適度に働きかけることにより、それぞれの地域に特有の自然が形成されました。



私たちは、自然から様々な恵みを受けるとともに、郷土色豊かな文化を育んできましたが、近年、開発など人間活動による土地利用の変化や里地・里山の荒廃などにより、生物多様性を育む豊かな自然が脅かされています。

地域特有の自然環境を生かしながら利用することによって、県民共通の財産である生物多様性を確保し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、豊かな自然を引き継いでいく必要があります。

代表的な指標

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
希少野生動植物(条例指定等)の保護に取り組む地域数(地域)	4	11	12
自然公園利用者数 (万人)	1,234 (平成17(2005)年度)	1,216	1,450

#### 主要施策

##### 豊かな自然環境の保護

###### ■自然公園等の保護

国立、国定、県立の自然公園や、県自然環境保全地域、郷土記念物などの保護・管理に努めるとともに、その他の貴重な自然の保護に努めます。

また、自然公園の安全で快適な利用を促進するため、自然公園施設等の整備や適正な維持管理、利用指導などに努めます。

###### ■自然との調和に配慮した事業活動

ふるさとの優れた自然を後世に伝えていくため、県民、事業者、各種団体の自発的で多様な取組を促進するため、自然環境保全意識の高揚に努めるとともに、開発に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、自然への悪影響の回避、軽減、緩和を図ります。

##### 野生生物の保護

###### ■希少野生動植物の保護

県内の希少野生動植物の分布、生息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行うとともに、岡山県版レッドデータブックの活用等により、野生生物の保護に配慮した開発行為への適切な指導を行います。

また、捕獲等の規制の対象となる指定希少野生動植物の指定やその生息・生育環境の保全等に向けた取組を、県民と協働で推進します。

###### ■野生鳥獣の保護・管理

野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区等の指定及びその見直しを行います。

ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、レッドデータブックに記載された地域個体群の安定的維持を図ることとします。一方、農林業等に被

害を与えているイノシシ、ニホンジカについては、猟期の延長等の規制緩和や鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業などの新たな制度の活用等により捕獲を強力に推進します。あわせて、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

また、傷病鳥獣の保護のため、既設の鳥獣保護センターの機能と体制の充実に努めます。

#### ■移入種等の対策

外来生物の生息実態の把握に努め、生態系への影響や農林水産業等への被害防止のための防除及び適正な管理を行うとともに、県民等に対し安易な移植・移入の防止及び外来生物の防除に関する普及啓発に努めます。

### 自然とのふれあいの推進

#### ■自然環境学習等の推進

広く県民や県内の学校等に向けて、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を提供していきます。また、県民のニーズを踏まえ、自然保護センター等を活用し、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習の場の充実に図ります。

#### ■自然とのふれあいの場の確保

優れた自然や身近な自然とのふれあいを求める県民ニーズに対応するため、植樹、育樹活動等の森林・林業体験、みどりづくり活動やエコツーリズムの推進など、様々な自然とふれあう体験機会の充実に図ります。

また、自然公園や自然歩道等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、自然とのふれあいの場や機会について、県民に対する情報提供に努めます。

### 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

#### ■水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物の生息・生育環境、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や保全を図ります。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし、歴史、文化、自然が調和した健全な環境を創出する川づくりを推進します。

#### ■森林の保全《再掲》

水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどの森林の適正な整備や針広混交林の育成による多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

#### ■里地・里山の保全

みどりの資源や生物多様性に重要な役割を担っている里地や里山の農地等については、農業者だけでなく、地域住民等の参加のもと、適切な管理及び利用を図り、農村空間の環境や景観の保全に努めます。

**■身近なみどりの創出**

安らぎと潤いのある生活空間を確保するため、都市公園、道路などの緑化に努めるとともに、都市緑化意識の高揚と都市緑化に関する知識の普及等を図ります。また、県民一人ひとりが身近なみどりづくりに参加できる体制の充実を図ります。

**自然との共生おかやま戦略の推進**

**■自然との共生おかやま戦略の推進**

希少野生動植物の保護や自然環境の保全活動を行う県民や団体等と連携し、優れた自然景観や多様な生物が息づく里地・里山を地域の豊かな財産として守る取組や、身近な自然に親しみ楽しむことのできる体験学習プログラムの企画・実施などにより、水と緑に恵まれた自然の中で多くの野生生物と人間がともに共存していくことのできる豊かな環境を次の世代に引き継ぎます。

### 第3章 主要施策 2 推進目標

#### (1)参加と協働による快適な環境の保全

##### 現状と課題

###### 協働による環境保全活動の促進

私たちの生活に身近な環境の保全には、県内各地の地域コミュニティが大きな役割を果たしてきました。しかし、人口減少と急速な少子・高齢化の進行等に伴い、これまで地域活動の重要な担い手であった、地域コミュニティの活力低下が懸念されるようになってきました。また、地球温暖化対策や3R、落書き対策などの取組のように、一人ひとりの意識改革と着実な実践が重要となる課題も多くあります。

これらを解決し、住み慣れた地域において、これからもきれいで快適な環境の中、安心した生活を送っていくためには、地域社会の活力や地域住民のきずなを一層強化し、地域コミュニティの力を高め、県民、事業者、環境NPO、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となっています。

###### 環境学習の充実

温暖化をはじめとする地球環境問題が大きくクローズアップされ、国民一人ひとりの地球的視野に立った環境問題への取組が求められる中、持続可能な社会の構築に向け、豊かな感性と問題解決力を身に付けた主体的な行動ができる人を育む手段として、ESDの考え方を踏まえた環境学習の重要性が高まっています。

県ではこれまで、環境学習指導者などの人材養成、自然保護センター等の環境学習拠点施設の整備・充実、環境に関する情報提供や体験型環境学習の機会の提供など、様々な角度から環境学習の推進に取り組んできました。しかし、環境学習のテーマや対象、実施主体は多岐にわたっており、効率的かつ効果的な環境学習を行っていくためには、今後、施策の充実に加えて、各主体間の緊密な連携、協働が不可欠です。

###### 景観の保全と創造

急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性が最優先されたまちづくりへの反省から、地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、平成16(2004)年に制定された景観法に基づき、本県では、平成20(2008)年4月から施行している晴れの国おかやま景観計画及び岡山県景観条例により、県民、企業等の参加のもと、良好な景観の保全と創造を図っていきます。

##### 主要施策

###### 協働による環境保全活動の促進

###### ■環境保全団体等との協働

県民、事業者及び行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を協働して行うために設立された「エコパートナーシップおかやま」の活動の充実を図ります。

また、身近な環境保全活動を、県民や民間団体、事業者等との連携・協働の取組として推進していくため、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス、都市と農村の交流、道路、河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)に取り組む住民グループ等の活動を促進するとともに、県内で開催される各種イベントにおいては、「ごみを出さない」などの環境への配慮を促します。

#### ■県民総参加による取組の推進

地球温暖化やごみ問題などは、個人のライフスタイルに起因するところも大きく、県民一人ひとりが暮らしを見直し、できることから取り組むことを促進します。そのため省エネや3R等による環境負荷低減を図るとともに、快適な環境の保全に向けて落書きや空き缶等の投棄などの防止に向けた県民総参加による取組を推進します。

また、アジア地域における環境汚染の顕在化について、本県の事業者等が蓄積している環境技術等を活用し、環境問題の改善に協力します。

#### 環境学習の充実

##### ■実践につながる環境学習の推進

持続可能な社会の構築に向け、子どもから大人まであらゆる世代が、人間と環境とのかかわりを様々な体験を通じて実感をもって学ぶことによって自律的な意識改革を進め、環境の保全と創造のために主体的に行動していくことができるよう、学校や公民館等において、移動環境学習車等も活用しながら出前講座を実施するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントや、見学・体験型の環境学習エコツアー等の実施、自然保護センターや民間団体などによる自然体験活動施設等の様々な体験の場の情報提供などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。

また、学校教育においても、各教科において、地域の特色を生かした環境学習に取り組むとともに、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努め、環境学習を重点的に行う学校を指定したり、森林保全や循環型社会の形成等に関して理解を深めるための学習の場を設けるなど、環境問題に積極的に取り組む人材の養成を図ります。

##### ■協働で取り組む体制の充実

環境学習を総合的・体系的に進めるための指針として策定した「岡山県環境学習の進め方」等を踏まえながら、効果的な環境学習を提供できるよう、NPO等環境団体、事業者、大学、(公財)岡山県環境保全事業団が設置している環境学習センター「アスエコ」等と協働して、学習内容や方策の充実を図ります。また、環境学習を担う人材を育成し、地域や学校において積極的に活用されるよう努めます。

##### ■学校教育における環境教育の推進

児童生徒が環境についての正しい理解を深め、環境を守るための行動がとれるようにするため、教育内容の改善・充実、教員の指導力の向上など学校における環境教育の一層の充実を図ります。

#### 景観の保全と創造

##### ■県土岡山の景観形成の推進

本県の優れた景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく晴れの国おかやま景観計画や瀬戸内海環境保全特別措置法等により「おかやまの景観づくり」を総合的、計画的に推進し、県民の景観意識の向上に努めます。

また、良好な景観形成は、住環境など住民の生活に密接に関係しており、地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、最も住民に身近な自治体である市町村を中心とした景観行政が推進されるよう努めます。

## (2)環境と経済が好循環する仕組みづくり

### 現状と課題

#### グリーン成長の推進

我が国の、「グリーン成長戦略」においては、そのグリーン・イノベーションに併せた産業構造の進化などにより、様々な分野でのイノベーションの連鎖を図ることで、グリーン成長の実現を図ることとしています。

一方、本県では、新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化にも結びつけるため、おかやま新エネルギービジョンに基づき、県民、市町村、民間企業等の多様な主体との協働による取組を進めています。また、環境と経済が好循環する仕組みづくりが求められる中、県では、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んでいます。

また、環境に配慮した事業活動を社会や市場が正当に評価することが、事業者の取組を促進するためには効果的です。消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場は拡大し、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことが期待できます。

このため県では、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、自らも率先して再生品等の積極的な調達に取り組むことで一層の普及拡大に取り組んでいます。

#### 環境に配慮した事業者の育成・拡大

経済のグローバル化により事業者の活動規模や領域は大きく広がっており、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大しています。しかしながら、地球全体の環境負荷の許容量には限度があり、私たちの生活を支える財やサービスの提供が環境負荷の増大につながらないよう、事業者は環境に配慮した事業活動に努める必要があります。

こうした中、コンプライアンス(法令遵守)はもちろんのこと、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方を背景に、環境に配慮した事業活動への社会的評価が高まっています。本県でも、そうした環境配慮型の事業活動への関心は広がっており、県では、中小企業等も取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及拡大に取り組んでいます。

#### 環境影響評価の推進

環境影響評価制度(環境アセスメント)は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞くことにより、環境配慮を行う手続をいいます。

本県では、昭和53(1978)年以降、これまでに155件の事業について審査を行っており、今後とも、環境との共生を図りながら適正に実施していく必要があります。

### 主要施策

#### グリーン成長の推進

##### ■新エネルギーの推進

地球温暖化防止、産業振興、地域活性化を図る観点から、太陽光発電、小水力発

電、木質バイオマスの利活用、電気自動車等の普及と技術開発を重点分野として、新エネルギーの普及拡大を進めます。

#### ■環境等関連分野の産業の振興

大学等の研究者や県内中小企業者等が行う環境関連分野、新エネルギー関連分野、木質バイオマス関連分野等の各種研究開発を支援するとともに、これらの分野における新技術・新製品の普及を促進します。

#### ■環境と好循環した農林水産業の振興

農林水産業は、食料などの供給という本来的な役割に加え、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成や、やすらぎの場の提供など多面的機能を有しており、その機能を維持するためにも、高品質な農林水産物の振興やブランド化の推進、6次産業化の促進などにより、儲かる産業としての農林水産業の確立を目指すとともに、環境等にも配慮した持続可能な農林水産業の振興を図ります。

#### ■グリーン購入等の推進《再掲》

環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

あわせて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

#### ■省エネルギー住宅・省エネルギー型機器等の普及拡大《再掲》

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化」を推進します。

### 環境に配慮した事業者の育成・拡大

#### ■環境マネジメントシステムの普及拡大

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために有効である環境マネジメントシステムへの取組が、幅広く事業者にはたがるよう、中小企業等も取り組みやすいエコアクション21の認証取得の支援等に取り組みます。

#### ■CSR(企業の社会的責任)活動の普及

企業も社会を構成する一員であり、持続可能な社会を構築する上で大きな責任を負っています。そのため県では、商工関係団体等と連携しながら、県内の企業が事業活動を行う上で、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを厳正に守るとともに、環境面、社会面でも責任ある積極的な活動を行うよう、働きかけていきます。

特に、県では、企業等の環境配慮行動を金融面からもサポートするため、中小企業者向け融資制度等により環境対策を支援します。

また、金融機関等に対して、省エネ機器の導入や公害防止施設の整備など、環境に配慮した事業活動に対する、金利、手数料等の優遇措置を講ずるよう要請してい

きます。

**■環境保全のための費用負担意識の普及**

環境に配慮した事業活動や、環境汚染が生じた場合の解決など環境問題への取組には費用がかかるという意識の浸透を図ります。また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を推進するため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税などのいわゆる環境税について、その有効活用に努めます。

**環境影響評価の推進**

**■環境影響評価の適正な実施**

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、引き続き、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。



## 第4章 具体的な取組

前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。

### 基本目標

#### I 気候変動対策(緩和・適応)の推進

地球温暖化防止の取組をさらに進めるため、新エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進のほか、脱炭素社会に向けたライフスタイルの定着、森林保全等による吸収源対策などに取り組むとともに、気候変動影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組につなげていくための検討や調整を進めます。

### 重点プログラム

#### 新エネルギーの導入促進

##### ●太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、自家消費型の利用や、災害時・緊急時の自立型電源としての活用へも関心が拡がりつつあり、今後、家庭や地域等において一層の導入が進むよう、取組を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
県内に設置された太陽光発電総設備容量 (メガワット、累計)	1,802	3,500

##### ●木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用間伐材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入などにより、エネルギー転換を促進するとともに、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりを促進します。

##### ●情報の発信と地域資源を活かした取組の推進

本県でも、関係団体や事業者等と連携しながら、新エネルギーについて研究するとともに、セミナーや研修会を通じて、最新の動向や先進的な取組事例など、広く情報の発信・共有を図ります。

また、中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の導入を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
新エネルギー関係セミナーへの参加者数 (人、累計)	2,889	3,500

## 第4章 重点プログラム

### 1 基本目標

#### (1) 地域から取り組む地球環境の保全

### 地球温暖化対策

#### 新エネルギーの導入促進

##### ■太陽光発電の導入促進

##### ●太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、自家消費型の利用や、災害時・緊急時の自立型電源としての活用へも関心が拡がりつつあり、今後、家庭や地域等において一層の導入が進むよう、取組を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
県内に設置された太陽光発電総設備容量 (うち住宅用太陽光発電の導入容量) (メガワット、累計)	817 (222)	3,500 (400)	●	●	●

##### ●野菜・花き栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大

中山間地域などの商用電源のないほ場で野菜や花き等を栽培する場合、栽培管理作業の省力化を図るために、小規模太陽光発電を用いた自動かん水システムの導入を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
太陽光発電による自動かん水システムを導入した施設の数 (箇所、累計)	103	115	●		

●地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を生かした新エネルギーの導入等による創エネや省エネ、蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティの実現を目指す、意欲ある市町村の取組を拡げていきます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域の数 (箇所、累計)	9	19

省エネルギーの推進

●オフィスビル等の省エネルギー化の推進

建築物の新築時等に合わせて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMSなどの導入による運用面での省エネルギー化や、ZEBによる建物のエネルギー収支ゼロ化の働きかけも進めていきます。

●県有施設等の省エネルギー化の推進

県有施設への省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を推進するとともに、環境マネジメントシステムや省エネ法等に基づく運用管理により、県自らが率先して節電・省エネルギーに取り組めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	59,795	73,675 (令和4年度 (2022年度))

●省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、住宅の性能(省エネルギー性等)を評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上、建築物省エネ法に基づく省エネ措置の届出制度等の周知を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

■小水力発電の導入促進

●小水力発電の導入促進

中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の導入を促進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
小水力発電設備の導入数 (件、累計)	12	40	●	●	●

■バイオマスエネルギーの利用拡大

●木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用間伐材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入などにより、エネルギー転換を促進するとともに、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりを促進します。

■新エネルギーの普及啓発等

●水素社会の実現に向けた可能性の研究と理解の促進

将来の二次エネルギーとして「水素」への期待が高まっており、国において積極的な施策が進められる中、本県でも、関係団体や事業者等と連携しながら、水素利活用の可能性等について研究するとともに、セミナーや研修会を通じて、最新の動向や先進的な取組事例など、広く情報の発信・共有を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
水素の利活用を含む新エネルギー関係セミナーへの参加者数 (人、累計)	2,027	3,500	●	●	●

●県民参加による発電施設設置の普及拡大

県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の整備など、身近にある太陽光等の自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を広く普及します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
県民参加による発電施設数 (施設、累計)	31	80	●	●	●

●新エネルギー産業クラスターの形成

今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、産学官で構成される新エネルギー産業クラスターを形成し、競争力のある新技術・新製品の研究開発

●省エネルギー型機器等の普及拡大

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池の導入、照明器具のLED化、冷蔵庫やエアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
家庭用燃料電池の導入台数 (台、累計)	2,096	2,600

脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

●アースキーパーメンバーシップ制度の推進

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
アースキーパーメンバーシップ会員数 (人・事業所、累計)	13,537	16,000

●COOL CHOICE (賢い選択)の推進

クールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択＝クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
おかやまCOOL CHOICE!宣言企業・団体数 (件、累計)	272	300

と事業化を促進します。

●地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を有効に活用した新エネルギーの導入等による創エネや畜エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティの実現を目指す、意欲ある市町村の取組を拡げていきます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域の数 (箇所、累計)	3	10	●	●	●

省エネルギーの推進

■建築物等の省エネルギー化の促進

●民間建築物等の省エネルギー化の推進

建築物の新築時等に合わせて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMSなどの導入による運用面での省エネルギー化や、ZEBによる建物のエネルギー収支ゼロ化の働きかけも進めていきます。

●県有施設の省エネルギー化の推進

県有施設への省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を推進するとともに、環境マネジメントシステムや省エネ法等に基づく運用管理により、県自らが率先して節電・省エネルギーに取り組めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	72,429	68,808			●

●信号灯器のLED化

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED式信号灯器の設置を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
信号灯器のLED化率 (%)	53	65			●

●壁面緑化等の普及促進

壁面緑化は、都市の緑化とともにヒートアイランド対策やオフィス等の節電・省

●エコドライブの推進

やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
エコドライブ宣言者数 (人、累計)	35,456	47,000

●地球に優しい移動手段の選択

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま」、「ノーマイカーデー」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組みます。

また、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドや環境定期券等の広報啓発等により、バス・電車・自転車等の利用を促進します。

環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進

●信号灯器のLED化の推進

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED式信号灯器の設置を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
信号灯器のLED化率 (%)	67.1	87

●県公用車へのエコカーの率先導入

エコカーの県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進

走行中のCO<sub>2</sub>や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及台数 (台、累計)	5,133 (平成30年度 2018年度)	8,600

エネルギー対策としても有効とされていることから、緑化に適した植物や植栽に関する情報提供等を通じ、壁面緑化の普及に努めます。

■産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量 (GJ/百万円)	83.7 (平成25(2013)年度)	83.2		●	
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量 (MJ/m <sup>2</sup> )	883 (平成25(2013)年度)	847		●	

●総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現

総合特区に指定された水島コンビナートでは、コンビナート全体を一つの企業(バーチャル・ワン・カンパニー)と見なし、現在の企業ごとの法規制を緩和することにより、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用に取り組みます。これにより、投入する原料・エネルギーの最小化と高付加価値な製品のアウトプットが可能となります。

■省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

●アースキーパーメンバーシップ会員の拡大

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
アースキーパーメンバーシップ会員数 (人・事業所、累計)	11,485	14,000	●	●	●

●COOL CHOICE(賢い選択)の推進

クールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択=クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

●**道路交通の円滑化の推進**

交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

また、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機の整備、高度化した光ビーコンによる交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の緩和に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
主要渋滞箇所数 (箇所)	50	45
信号機の高性能化整備数 (基、累計)	504	630
高度化光ビーコン整備数 (基、累計)	569	790

**温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進**

●**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制**

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	3,276 (速報値)	2,895

●**フロン類の排出抑制の推進**

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品(業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器)の管理者(所有者等)に対し、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収など管理者の義務について周知・徹底するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に係るフロン類の適切な充填及び回収に向けた指導に努めます。

●**公益的機能を高めるための森林整備の推進**

森林の持つ公益的機能(地球温暖化防止を含む)を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

●**エコドライブの推進**

やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
自動車1台当たりのエネルギー消費量 (GJ/台)	38.8 (平成25(2013)年度)	37.7	●	●	●
エコドライブ宣言登録者数 (人、累計)	21,393	29,000	●	●	●

■**省エネルギー住宅・省エネルギー型機器等の普及拡大**

●**省エネルギー住宅の普及拡大**

インターネットでの情報発信等を通じ、省エネ対策(性能)の度合いなどを評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

●**省エネルギー型機器等の普及拡大**

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバースhip」会員等を通じて、太陽熱利用システムや高効率給湯器の導入、照明器具のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
1世帯当たりのエネルギー消費量 (GJ/世帯)	37.1 (平成25(2013)年度)	35.6	●	●	●

■**低公害車の導入促進**

●**県公用車への低公害車の率先導入**

低公害車の県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●**県民参加による森づくりの推進**

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営の支援を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
森づくり活動への参加企業数 (企業、累計)	26	28

●**都市緑化等の促進**

都市緑化は、ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策として着目されていることから、緑化に適した植物や植栽に関する情報提供等を通じ、事務所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

気候変動への適応

●**適応計画の策定と推進**

気候変動に対処し、県民の生活や、経済・社会の持続的な発展を図るため、県域における自然的経済的社会的状況に応じた地域気候変動適応計画を策定し、計画に沿った着実な取組を実行します。

●**適応の推進体制の整備**

県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、整理、分析及び提供を行う体制を整備します。

●**電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進**

走行中のCO<sub>2</sub>や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
電気自動車等の普及台数 (台、累計)	2,945	6,000	●	●	●

■**公共交通機関等の利用促進**

●**自動車の利用抑制**

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま」、「ノーマイカーデー」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組みます。

●**バス・電車等の利用促進**

バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドや環境定期券等の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進します。

■**交通円滑化の推進**

●**道路整備等の推進**

都市部における交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

●**新交通管理システムの整備**

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機の整備、高度化した光ビーコンによる交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の緩和に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
信号機の高性能化整備数 (基、累計)	393	500			●
高度化光ビーコン整備数 (基、累計)	256	500			●

#### フロン類対策

##### ■フロン類対策の推進

##### ●フロン類の排出抑制の推進

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品(業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器)の管理者(所有者等)に対し、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収など管理者の義務について周知・徹底するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に係るフロン類の適切な充填及び回収に向けた指導に努めます。

#### 吸収源対策

##### ■森林の保全

##### ●公益的機能を高めるための森づくりの推進

森林の持つ公益的機能を高めるため、人工林においては、間伐や再造林を推進するとともに、人工林として適切な育成が見込めないところや、生産性の向上を図ることが困難なところは、広葉樹林、針広混交林への誘導、路網の整備等により、多様で豊かな森林を育成します。あわせて、少花粉スギ等への植替えにも取り組みます。

##### ●県民が育て楽しむ森づくりの推進

「おかやま森づくりサポートセンター」の活動支援や、企業との協働の森づくりなど、森林ボランティアグループ等の自主的な活動を促進することにより、参加者が森の恵みを楽しみながら地域の森づくりを行う取組を推進します。

## II 循環型社会の形成

資源循環等により環境への負荷を可能な限り抑える“循環型社会”の形成に向け、キャンペーン等を通じた意識の醸成や実践行動への働きかけ、3Rの促進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組むほか、災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、地域ごとの体制づくりを支援する取組を進めます。

### 重点プログラム

#### 循環型社会実現に向けた意識改革と実践

##### ●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

##### ●プラスチック3Rの推進

海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行うことにより、プラスチック3Rに向けた主体的な取組を促進します。

##### ●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、消費者、事業者、行政の各主体の役割を明確にするとともに、具体的な削減方策等を示した上で、関係者間の緊密な連携のもと、削減の取組を推進します。

##### ●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
循環資源登録数 (件)	441	470

#### 一般廃棄物の3Rの推進

##### ●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

循環型社会づくりに向けて、市町村が行う一般廃棄物処理事業については、廃棄物の排出抑制、循環の利用とともに、適正かつ効率的に処分される処理システムとして構築される必要があり、費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言等の技術的援助を行います。

##### ●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、生ごみや廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入など先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行います。

## (2) 循環型社会の形成

### 3Rの推進

#### 循環型社会に向けた意識の改革

##### ■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

##### ●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

##### ●マイバッグ運動の推進

消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買い物にマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

##### ●食品ロス削減の促進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、その半分が一般家庭からといわれており、買いすぎない、食材を使い切る、食べ切る等の食品ロスを減らすライフスタイルの定着に向け、啓発や情報提供を市町村と連携して行うとともに、飲食店等の事業者にも協力を働きかけながら、県民、事業者の削減行動を促進します。

##### ■循環資源情報の提供

##### ●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

#### 一般廃棄物の3R

##### ■一般廃棄物の3Rの推進

##### ●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

循環型社会づくりに向けて、市町村が行う一般廃棄物処理事業については、廃棄物の排出抑制、循環の利用とともに、適正かつ効率的に処分がされる処理システムとして構築される必要があり、費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な対応に関する助言等の技術的援助を行います。



●リサイクル関連法の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法及び資源有効利用促進法の趣旨・目的を踏まえた一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
一般廃棄物の排出抑制・資源化率※ (%)	96.3 (平成30年度 (2018年度))	97

※「循環型社会づくりに向けた処理システムの構築」、「ごみの分別収集の徹底」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

産業廃棄物の3Rの推進

●排出事業者に対する指導・助言

産業廃棄物の多量排出事業者が作成する廃棄物処理計画や実績報告への指導・助言、ホームページでの公表により、排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進します。

●リサイクル関連法の周知・徹底

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し、制度の周知や法令遵守の徹底等を行い、産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進します。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
産業廃棄物の排出抑制・資源化率※ (%)	95.6 (平成30年度 (2018年度))	96

※「排出事業者に対する指導・助言」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

●3Rに関する広域ネットワークの形成

中四国圏域を中心とした3Rに関する新技術やビジネスモデル、各種循環資源に関する情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

●公共工事に係る廃棄物の再資源化

県土木部が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等に努めます。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥)の再資源化率 (%)	74.8～ 100	100

●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底や先進的な自治体での生ごみ、廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入などについて、助言や情報提供を行います。

●家電のリサイクルの推進

使用済家電製品が家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正にリサイクルされるよう、市町村による回収体制の構築に対して助言等の技術的援助を行うとともに、県民に対して法制度や違法な不用品回収業者に係る問題点などの周知を行い、市町村と連携した不適正処理対策を進めます。

●リサイクル関連法の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法及び資源有効利用促進法の趣旨・目的に則した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
一人当たりごみの排出量※ (g/人・日)	1,000 (平成26(2014)年度)	935	●	●	●
一般廃棄物のリサイクル率 (%)	29.5 (平成26(2014)年度)	32.7	●	●	●
一般廃棄物の最終処分量 (t/日)	101 (平成26(2014)年度)	86.5	●	●	●
家庭系ごみの排出量 (g/人・日)	522 (平成26(2014)年度)	500	●		●
使用済小型家電回収市町村数 (市町村)	17	22	●	●	●

※ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量

産業廃棄物の3R

■産業廃棄物の発生抑制

●排出事業者に対する指導・助言

産業廃棄物多量排出事業者が策定する廃棄物処理計画や実績報告の内容に対する指導・助言を通じて、事業者の産業廃棄物の減量化への自主的な取組等を促進します。

●ごみゼロガイドラインの推進

排出量の多い汚泥、鉦さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については、

**●循環型社会形成推進モデル事業の推進**

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

**廃棄物の適正処理の推進**

**●一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進**

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むよう、市町村に対し、助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を働きかけていきます。

**●産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導**

排出事業者や処理業者への立入検査等により、法令遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては改善命令や許可取消等の行政処分はもとより警察とも連携して厳正に対処します。

**●PCB廃棄物の計画的な処理の推進**

PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者等に適正な保管及び処分期限までの処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進します。

**●農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進**

果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用された農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率 (%)	15.6	40

**●産業廃棄物の広域的な移動に対する対応**

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、適正処理の確保等に努めます。

**不法投棄等の根絶と環境美化の推進**

**●不法投棄等の防止と早期発見**

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールや、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄110番の設置による事案の早期捕捉により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

**●海ごみ対策の推進**

瀬戸内海のごみの多くは、内陸部で発生したごみが河川などを通じて流入する生活系のごみであることから、市町村や経済団体等と連携し、県内全域での発生抑制

排出事業者に対し、「ごみゼロガイドライン」に沿った取組を促してきたところであり、引き続き、先進的な排出抑制の取組事例や、新たなリサイクル技術情報などを紹介しながら、更なる取組を促進します。

**■循環資源の利活用推進**

**●3Rに関する広域ネットワークの形成**

中四国圏域を中心とした3Rに関する新技術やビジネスモデル、各種循環資源に関する情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

**●リサイクル関連法の周知・徹底**

建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などリサイクル関連法の趣旨・目的に則った産業廃棄物の3R及び適正処理の推進に向け、関係事業者に対する制度の周知や法律遵守の徹底等を行います。

**●公共工事に係る廃棄物の再資源化**

県が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
産業廃棄物の排出量 (千t/年)	5,525 (平成26(2014)年度)	5,649		●	●
産業廃棄物のリサイクル率 (%)	43.4 (平成26(2014)年度)	45.4		●	●
産業廃棄物の最終処分量 (千t/年)	318 (平成26(2014)年度)	303		●	●

**岡山エコタウンの推進**

**■岡山エコタウンプランの推進**

**●循環型社会形成推進モデル事業の推進**

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

**●岡山エコタウンを生かした環境学習の推進**

地域ぐるみの先導的リサイクルモデルの見学等を通じて循環型社会形成について学習する機会の提供を支援します。

**グリーン購入等の推進**

**■グリーン購入等の推進**

**●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進**

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県

対策や回収・処理に取り組みます。また、普及啓発活動を通じて、県民意識の醸成と実践行動の促進に努めます。

●地域の活動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進します。

災害廃棄物に対する備え

●円滑な処理体制づくり

大規模地震や洪水等の災害による多量の災害廃棄物の発生に備えて、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県等との協力・支援体制の整備のほか、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援等を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めます。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
災害廃棄物処理計画策定市町村数 (市町村)	14	27

が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

●「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

●「岡山エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

廃棄物の適正処理の推進

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

処理業者等の事業場への立入検査や産業廃棄物監視指導員による監視パトロールなどにより、排出事業者や処理業者に対し法基準の遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては許可取消や警察とも連携するなど厳正に対処します。

また、不適正処理の防止や法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの導入がさらに進むよう普及啓発等を実施します。

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

県内のPCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく毎年度の届出による保管・処分状況の把握、関係事業者等に対する監視・指導などを実施するとともに、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理の推進を図ります。

●農業用廃プラスチックの適正処理の推進

果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用された農業用廃プラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、再生処理を主体とした適正処理の推進を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
農業用使用済プラスチックの再生処理 (%)	32.6	40.0		●	●

■一般廃棄物の適正処理の推進

●廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むよう、市町村に対し、必要な助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を働きかけていきます。

■不法投棄の根絶

●不法投棄等の不適正処理対策

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールに加え、夜間休日監視やヘリコプターによる上空監視の実施、監視カメラの活用などによる監視体制の整備のほか、不法投棄110番の設置などにより、不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見に努めます。

●海ごみ対策の推進

瀬戸内海のごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等により海に流れ込んだものであることから、海ごみの状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制を促します。また、市町村と連携して、民間団体等が進める自主的な海ごみ回収活動を促進します。

●地域の環境美化運動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、ボランティア等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進します。

■災害廃棄物に対する備え

●円滑な処理体制づくり

大規模地震等の災害に伴い発生する多量の災害廃棄物に備えて、市町村、関係事業者団体、他の都道府県との協力・支援体制の整備のほか、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援等を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
災害廃棄物処理計画策定市町村数 (市町村)	5	19			●

### Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

大気や水などの生活環境の安全・安心を守るため、PM2.5対策をはじめ、児島湖や瀬戸内海の再生、工場への指導等を通じた土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、アスベストやダイオキシン等の有害化学物質による環境汚染の防止、環境放射線の監視など、様々な対策を講じます。

#### 重点プログラム

##### 大気環境の保全

###### ●工場・事業場対策の推進

ばい煙発生施設などを設置する工場・事業場への立入検査の実施等により、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策についても指導します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
工場・事業場の排ガス等基準適合率 (%)	98	100

###### ●大気汚染防止夏期対策の実施

夏期は、日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダントの濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
オキシダント情報等メール配信登録者数 (人、累計)	16,894	22,000

###### ●微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

PM2.5に関する正確な情報の提供に努め、PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される日には、県民に対する注意喚起を行います。

また、PM2.5の原因の一つである稲わらの野焼きについて、稲わらを焼かずすき込むなどの有効利用を促します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
PM2.5環境基準達成率※ (%)	55.7	85

※現状：平成29(2017)年度～令和元(2019)年度の平均値  
努力目標：令和4(2022)年度～令和6(2024)年度の平均値

### (3)安全な生活環境の確保

#### 大気環境の保全

##### 大気環境の保全

###### ■環境に配慮した自動車運転等の推進

###### ●エコドライブの推進《再掲》

やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
エコドライブ宣言登録者数 (人、累計)	21,393	29,000	●	●	●
自動車1台当たりのエネルギー消費量 (GJ/台)	38.8 <small>(平成25(2013)年度)</small>	37.7	●	●	●

###### ■低公害車の導入促進《再掲》

###### ●県公用車への低公害車の率先導入《再掲》

低公害車の県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

###### ●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進《再掲》

走行中のCO<sub>2</sub>や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。

###### ■公共交通機関等の利用促進《再掲》

###### ●自動車の利用抑制《再掲》

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま」、「ノーマイカーデー」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組みます。

###### ●バス・電車等の利用促進《再掲》

バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドや環境定期券等の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進します。

●ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
ディーゼル自動車粒子状物質対策済率※ (%)	72.8	80

※岡山県環境負荷低減条例の報告義務事業者における値

水環境の保全

●生活排水対策の推進

クリーンライフ100構想等に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

また、生活排水対策が特に必要な地域として指定している生活排水対策重点地域については、引き続き生活排水処理施設の整備や啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
汚水処理人口普及率 (%)	87.3	92.1

●工場・事業場対策の推進

特定事業場の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、生産工程や排水処理方法の見直しも指導し、汚濁負荷量の削減を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
工場・事業場の排水基準適合率※ (%)	93.3	98

※生物化学的処理においてpHがわずかに基準に適合しないケースがあり、その場合にも、速やかに是正の指導を行います。

■交通円滑化の推進《再掲》

●道路整備等の推進《再掲》

都市部における交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
主要渋滞箇所数 (箇所)	68	55			●

●新交通管理システムの整備《再掲》

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機の整備、高度化した光ビーコンによる交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の緩和に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

■大気汚染防止対策の実施

●工場・事業場の監視・指導

立入検査の実施などにより、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策についても指導します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
工場・事業場の排ガス等基準適合率 (%)	98	100		●	●

●大気汚染防止夏期対策の実施

夏期は、日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダントの濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
オキシダント情報等メール配信登録者数 (人、累計)	12,788	18,000	●	●	●

**児島湖水質保全対策の推進**

●**児島湖再生の推進**

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
水質目標値※ (COD : mg/L)	8.1	7.2
環境用水の導入量 (m³/S)	0	2.4

※現状 : 平成29(2017)年度～令和元(2019)年度の平均値  
努力目標: 令和4(2022)年度～令和6(2024)年度の平均値

●**児島湖流域下水道事業の推進**

児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進します。

**瀬戸内海の保全と再生**

●**沿岸域の環境の保全、再生及び創出**

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要なアマモ場等の保全及び再生の取組を支援します。また、効果的な栄養塩供給技術を検証しながら、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

また、底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすための取組を、関係者一体となって推進するほか、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。あわせて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施するとともに、自然海岸等を活用した環境学習の実施に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
自然海岸を活用した環境学習の回数 (回)	5	5

●**水質の保全及び管理**

瀬戸内海の水質環境基準を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策、事業場に対する総量規制基準の遵守徹底等による産業排水対策など、総合的な発生汚濁負荷量の削減を図ります。

また、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じた水質

●**微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進**

常時監視網の整備を進め、PM2.5に関する正確な情報の提供に努めるとともにPM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される日には、注意喚起を行い県民に注意を促します。また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究を進めるとともに、関係情報の収集に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
PM2.5環境基準達成率 (%)	5.3	30.0	●	●	●
PM2.5注意喚起メール配信登録者数 (人、累計)	15,638	40,000	●	●	●

●**ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進**

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
ディーゼル自動車粒子状物質対策済率※ (%)	64.8	85.0	●	●	●

※岡山県環境負荷低減条例の報告義務事業者における値

**水環境の保全**

■**生活排水対策**

●**生活排水対策の推進**

クリーンライフ100構想等に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

また、生活排水対策が特に必要な地域として指定している生活排水対策重点地域については、引き続き生活排水処理施設の整備や啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への 転換数 (基)	112	340	●	●	●
汚水処理人口普及率 (%)	84.4	88.8	●	●	●

の管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進します。

**●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全**

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域として瀬戸内海国立公園に指定されている鷺羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域について、優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めます。

**●水産資源の持続的な利用の確保**

水産資源は生態系の構成要素で、限りあるものであるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めます。

また、資源増大を図るため栽培漁業を推進するとともに、漁業者が実施する禁漁期間の設定や網目の拡大などによる資源管理型漁業の取組を推進し、資源の増大を図ります。

さらに、遊漁によって資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等を周知します。

**騒音・振動・悪臭の防止**

**●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策**

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

**●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定**

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

**土壌・地下水汚染の防止**

**●工場・事業場対策の推進**

工場及び事業場への立入検査等により、水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

**■河川等の保全対策の推進**

**●工場・事業場対策の推進**

特定事業場の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、生産工程や排水処理方法の見直しも指導し、汚濁負荷量の削減を促進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
工場・事業場の排水基準適合率 (%)	96	98※		●	●

※生物化学的処理においてpHがわずかに基準に適合しないケースがあり、その場合にも、速やかに是正の指導を行います。

**●環境に配慮した水辺づくり**

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路等の整備に努めるとともに、多自然川づくりに関する留意事項や工法を踏まえた浚渫や樹木伐採に取り組み、市町村との協働、伐採木の無償配布などを通じて、地域住民の参画を促し、より環境に配慮した水辺づくりに取り組みます。

また、「ふれあいの川づくり」をテーマとして、地域住民の参画のもと、地域の人々が川にふれあい、親しみを持つことができる川づくりを進めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
ホテルの生息地箇所数 (箇所、累計)	305	330	●	●	●
ふるさとの川リフレッシュ事業を実施した箇所数 (箇所、累計)	30	150	●		●

**■湖沼水質保全対策の推進**

**●児島湖再生の推進**

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
水質目標値 (COD：mg/L)	7.2※ <sup>1</sup>	6.8※ <sup>2</sup>	●	●	●
合併処理浄化槽の設置基数 (基)	5,127※ <sup>1</sup>	5,360※ <sup>2</sup>	●	●	●



**有害化学物質による環境汚染の防止**

●有害大気汚染物質対策の推進

ダイオキシン類やベンゼン等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出抑制を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
有害大気汚染物質等の環境基準及び指針 値達成項目の割合 (%)	93	100

●有害化学物質対策の推進

残留性の高い化学物質について、環境調査を実施することにより、環境中の存在状況を把握し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努めます。

●アスベスト対策の推進

アスベストの飛散防止を図るため、建築物等の解体現場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施します。

**環境放射線の監視**

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線量を監視するため、5箇所を設置したモニタリングポストにより測定している結果についても情報提供を行います。

浄化水の導入量 (万m <sup>3</sup> /日)	60.0 <sup>※1</sup>	60.0 <sup>※2</sup>	●	●	●
ヨシ原の管理面積 (千m <sup>2</sup> )	184 <sup>※1</sup>	150 <sup>※2</sup>	●		●

※1 第6期湖沼水質保全計画(H23(2011)～H27(2015))での実績

※2 第7期湖沼水質保全計画(H28(2016)～H32(2020))での目標

●児島湖流域下水道事業の推進

児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進します。

■瀬戸内海の保全と再生

●沿岸域の環境の保全、再生及び創出

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の保全及び再生に取り組むとともに、隣接県とも連携し、海域環境の特性等に応じた里海づくりを進めます。また、カキ殻を利用した底質改善技術や効果的な栄養塩供給技術を早急に確立し、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

さらに、底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすため、県、市町村、漁協、NPOが連携して発生抑制・回収・処理対策を推進します。

岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。あわせて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施するとともに、自然海岸等を活用した環境学習の実施に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
里海の整備箇所数 (箇所、累計)	3	4	●	●	●
環境学習の場としての活用自然海岸数 (箇所)	1	5	●		●

●水質の保全及び管理

瀬戸内海の水質環境基準を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策、事業場に対する総量規制基準の遵守徹底等による産業排水対策など、総合的な発生活汚濁負荷量の削減を図ります。

また、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じた水質の管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担			
			県民	事業者	行政	
	平成26(2014)年度	平成31(2019)年度				
汚濁負荷の削減目標量 (t/日)	COD	34	32	●	●	●
	窒素	37	37	●	●	●
	りん	2.0	1.9	●	●	●

●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域として瀬戸内海国立公園に指定されている鷺羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域について、優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めます。

●水産資源の持続的な利用の確保

水産資源は生態系の構成要素で、限りあるものであるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めます。

また、資源増大を図るため栽培漁業を推進するとともに、漁業者が実施する禁漁期間の設定や網目の拡大などによる資源管理型漁業の取組を推進し、資源の増大を図ります。

さらに、遊漁によって資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等を周知します。

■森林の保全《再掲》

●公益的機能を高めるための森づくりの推進《再掲》

森林の持つ公益的機能を高めるため、人工林においては、間伐や再造林を推進するとともに、人工林として適切な育成が見込めないところや、生産性の向上を図ることが困難なところは、広葉樹林、針広混交林への誘導、路網の整備等により、多様で豊かな森林を育成します。あわせて、少花粉スギ等への植替えにも取り組みます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
保安林面積 (ha)	148,715	152,600			●

●県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》

「おかやま森づくりサポートセンター」の活動支援や、企業との協働の森づくりなど、森林ボランティアグループ等の自主的な活動を促進することにより、参加者が森の恵みを楽しみながら地域の森づくりを行う取組を推進します。

騒音・振動の防止

■道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

■騒音・振動の規制

●騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

土壌・地下水汚染対策

■土壌・地下水汚染の防止

●工場・事業場対策の推進

工場及び事業場への立入検査等により、水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

有害化学物質対策

■有害化学物質による環境汚染の防止

●有害大気汚染物質対策の推進

ダイオキシン類やベンゼン等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出抑制を図ります。

●有害化学物質対策の推進

残留性の高い化学物質について、県内28地点において25項目以上の環境調査を実施することにより、環境中の存在状況を把握し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努めます。

■アスベスト対策の推進

●アスベスト対策の推進

アスベストを使用した建築物の解体現場や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施し、飛散防止対策の実施状況を監視します。

環境コミュニケーションの推進

■環境コミュニケーションの推進

●事業者による環境コミュニケーションの推進

環境に関する正しい知識などの情報をホームページやガイドブック等により提供するとともに、事業者向けセミナーを開催することにより、環境コミュニケーションを推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
事業者による環境コミュニケーションの 取組率 (%)	24.2	25.0		●	●

#### IV 自然と共生した社会の形成

人と自然が共生した社会を目指し、自然公園の保護や魅力向上による利用促進、希少野生動植物など野生生物の保護と管理、体験や学習等を通じた自然とのふれあいの推進、里山の保全やみどりの創出など、本県の豊かな自然や優れた景観を守り、親しみ、次代へつないでいく取組を進めます。

##### 重点プログラム

###### 自然公園等の保護と利用促進

###### ●自然公園等の魅力向上に向けた取組

本県における豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクトと連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図ります。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
自然公園利用者数 (万人)	1,100 (平成30年度 (2018年度))	1,210

###### ●自然と調和した開発の指導

大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用や自然保護協定の締結を求めることにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

###### 野生生物の保護と適正な管理の推進

###### ●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進めます。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

###### ●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

###### ●鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護区等について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護に努めます。

また、鳥獣保護管理員等との連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護センターを活用して傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

###### ●特定鳥獣保護・管理対策の推進

ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、人とツキノワグマとの棲分けなどの対策を実施します。

#### (4) 自然と共生した社会の形成

##### 豊かな自然環境の保護

###### ■自然公園等の保護

###### ●自然公園等の適切な利用指導

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園等の適切な利用指導に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
自然保護推進員数 (人)	78	100	●	●	●

###### ■自然との調和に配慮した事業活動

###### ●自然と調和した開発の指導

県民や企業が率先して自然との調和に努める意識づくりを進めるとともに、大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用と自然保護協定の締結を求めることにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

##### 野生生物の保護

###### ■希少野生動植物の保護

###### ●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、レッドデータブック改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

###### ●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
希少野生動植物(条例指定等)の保護に取り 組む地域数 (地域)	11	12	●	●	●

一方、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。

●狩猟者の確保

猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

●外来生物に関する普及啓発等の推進

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進するとともに、自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との協働により、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

自然とのふれあいの推進

●自然環境学習等の推進

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努めます。

さらに、優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
自然保護センターの利用者数 (人)	32,438	40,000

■野生鳥獣の保護・管理

●鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護区等について、指定の趣旨に添って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護管理に努めます。

また、鳥獣保護管理員等との連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護センターを活用して傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

●特定鳥獣保護・管理対策の推進

ツキノワグマについては、第一種特定鳥獣保護計画に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人とツキノワグマとの棲分けなどの対策を実施します。

一方、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。

●狩猟者の確保

猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

■移入種等の対策

●移入種等に関する普及啓発等の推進

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進するとともに、自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との協働により、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

自然とのふれあいの推進

■自然環境学習等の推進

●自然環境学習等の推進

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的に行動できる人材の育成に努めます。

さらに、優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
自然保護センターの利用者数 (人)	25,347	40,000	●	●	●

●自然とふれあえる体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携のもと、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道や自然公園施設等については、点検を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるよう、施設の適切な管理を行うことで、利用の促進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
長距離自然歩道の利用者数 (万人)	143 (平成30年度 (2018年度))	160
身近な自然体験プログラムの参加者数※ (人)	28,636	30,000

※現状:平成28(2016)年度～令和元(2019)年度の平均値

里地・里山の保全

●農地・農業用水等の保全

人々の心に安らぎと潤いを提供している農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

●都市と農村との交流推進

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
おかやま移住候補地体感ツアー (回)	2	2

■自然とのふれあいの場の確保

●自然とふれあえる体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携のもと、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験、炭焼きや地引網等の里山・里海体験など様々な自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道や自然公園施設等については、点検を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるような施設整備を行うことで、利用の促進を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
長距離自然歩道の利用者数 (万人)	161	190	●	●	●
身近な自然体験プログラムの参加者数 (人)	18,941	30,000	●	●	●

●ニューツーリズムの推進

エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図るとともに、これらの推進に関する市町村などの取組を支援します。

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

■森林の保全《再掲》

●公益的機能を高めるための森づくりの推進《再掲》

森林の持つ公益的機能を高めるため、人工林においては、間伐や再造林を推進するとともに、人工林として適切な育成が見込めないところや、生産性の向上を図ることが困難なところは、広葉樹林、針広混交林への誘導、路網の整備等により、多様で豊かな森林を育成します。あわせて、少花粉スギ等への植替えにも取り組みます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
小花粉スギ・ヒノキ苗木による 植替えの割合 (%)	0.2	90以上	●	●	●

**水とみどりに恵まれた環境の保全と創出**

**●森林の整備による快適な環境の保全**

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、針広混交林等への誘導を推進し、また、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
少花粉スギ・ヒノキ苗木による 植替えの割合 (%)	96.6	100

**●都市と近郊のみどりの創出**

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進します。

**●緑化推進体制の充実**

みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動を進め、緑化推進体制の充実を図ります。

**●全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成**

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和6(2024)年に本県で開催します。この大会や開催に向けた準備を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

**●県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》**

「おかやま森づくりサポートセンター」の活動支援や、企業との協働の森づくりなど、森林ボランティアグループ等の自主的な活動を促進することにより、参加者が森の恵みを楽しみながら地域の森づくりを行う取組を推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
森づくり活動への参加企業数 (企業、累計)	20	30 (平成31(2019)年度)	●	●	●

**■里地・里山の保全**

**●農地・農業用水等の保全**

人々の心に安らぎと潤いを提供している農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

**●都市と農村との交流推進**

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

**●環境保全型農業の推進**

化学肥料・農薬を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」栽培など、環境保全型農業を推進します。

**■身近なみどりの創出**

**●都市と近郊のみどりの創出**

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進します。

**●緑化推進体制の充実**

みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動を進め、緑化推進体制の充実を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
緑の募金総額 (万円)	1,876	1,900	●	●	●

**自然との共生おかやま戦略の推進**

**■自然との共生おかやま戦略の推進**

**●自然との共生に関する活動の促進**

自然との共生を進めるため、岡山県自然保護センターにおいて、自然環境の保全に関する普及啓発など、生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動支援センター」の機能を担えるよう努めます。



## 横断的な視点

### I 環境の未来を支える担い手づくり

環境保全の取組が、分野や業種、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働のもとで進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

### 重点プログラム

#### 協働による環境保全活動の促進

##### ●環境パートナーシップの形成促進

岡山県地球温暖化防止行動計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進します。

##### ●地域課題解決ビジネスの支援

環境問題など、地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

##### ●アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

##### ●イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
グリーンイベント登録数 (件)	17	30

## 2 推進目標

### (1)参加と協働による快適な環境の保全

#### 協働による環境保全活動の促進

##### ■環境保全団体等との協働

##### ●環境パートナーシップの形成促進

岡山県地球温暖化防止行動計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進します。

##### ●ソーシャルビジネスの育成支援

環境問題など、地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

##### ●都市と農村との交流推進《再掲》

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

##### ●アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

##### ●イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

##### ■県民総参加による取組の推進

##### ●アースキーパーメンバーシップ会員の拡大《再掲》

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

## 環境学習・環境教育の充実

### ●環境学習の機会の提供

自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりのため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座などを通じて、特に体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習の機会を提供します。

また、廃棄物処理施設や新エネルギー関連施設など環境関連施設を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
環境学習出前講座・環境学習エコツアー 参加人数 (人)	27,593	20,000 以上

### ●子どもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブなどの活動を通じ、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

### ●スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

### ●環境学習指導者の育成・活用

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等、様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等を進めながら、相互の連携を深めるとともに、研修事業等により地域社会において環境学習を担う人材を育成します。また、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
環境学習指導者登録数 (人、累計)	108	130

### ●COOL CHOICE(賢い選択)の推進《再掲》

クールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択＝クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

### ●エコドライブの推進《再掲》

やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

### ●県民参加による発電施設設置の普及拡大《再掲》

県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の整備など、身近にある太陽光等の自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を広く普及します。

### ●「おかやま・もったいない運動」の推進《再掲》

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

### ●マイバッグ運動の推進《再掲》

消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買い物にマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

### ●地域の環境美化運動の促進《再掲》

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、ボランティア等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進します。

### ●快適な生活環境の保全

美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進します。

### ●環境技術のアジア協力

アジア地域では、経済成長に伴う環境汚染が顕在化している一方で、法規制・制度の整備や処理技術のノウハウが不十分な状況にある地域も存在することから、本県の、行政や事業者等に蓄積された経験や環境技術を活かし、アジア地域における環境問題の改善に協力します。

## 景観の保全と創造

### ●景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化

最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体となる市町村の拡大を目指すとともに、景観行政団体等で構成する連絡会議を開催し、市町村との連携強化を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
景観行政団体の数 (市町村)	9	12

### ●快適な生活環境の保全

美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進します。

## 環境学習の充実

### ■実践につながる環境学習の推進

#### ●実践的な環境学習の機会の提供

自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりのため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習の機会を提供します。

また、自然保護センターや民間の自然体験施設など、様々な体験の機会の場の情報提供などを行い、県民に実体験を通じた環境学習の機会を提供します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
環境学習出前講座の協働 実施回数 (回)	324	300以上	●	●	●

#### ●移動環境学習車の活用

太陽光発電パネルやビデオモニター、音響機器その他ソーラークッカーや水質検査キットなどの環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で、子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。

#### ●環境学習エコツアーの実施

環境問題を身近な問題としてとらえるには、現場に接することが重要であるため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
環境学習エコツアー参加者数 (人、累計)	43,499	60,000	●	●	●

#### ●子どもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

#### ●スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境学習を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

### ■協働で取り組む体制の充実

#### ●環境学習協働推進広場の活動推進

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等、様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等を進めながら、相互の連携を深め、それぞれの取組を高めるとともに、環境学習出前講座など協働で取り組む活動の

推進に努めます。

●環境学習指導者の育成・活用

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

■学校教育における環境教育の推進

●教職員に対する環境研修の実施

教職員の環境に関する知識を高め、指導力を養うことにより、学校における環境教育の推進を図るため、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の新規採用教員全員に対し、環境教育とその進め方に関する研修を実施します。また、自然と人間のかかわりに重点を置いた研修を実施するとともに、各学校での各教科・領域において、地域の特色を生かした環境教育・学習の充実に努めます。

景観の保全と創造

■県土岡山の景観形成の推進

●景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化

最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体となる市町村の拡大を目指すとともに、景観行政団体等で構成する連絡会議を開催し、市町村との連携強化を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
景観行政団体の数 (市町村)	8	10			●

●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全《再掲》

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域として瀬戸内海国立公園に指定されている鷺羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域について、優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めます。

●電線類地中化の推進

都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化に係るガイドラインに基づき、国や市町村、電力及び通信事業者等と協力して電線類の地中化を進めます。

## II 環境の未来を創る経済振興

世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技術や研究開発に取り組む事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営や製品を認証・認定する制度の普及促進などの取組を進めます。

### 重点プログラム

#### 環境等関連分野の産業の振興

##### ●中小企業の新エネルギー設備導入等の支援

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

##### ●新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援

今後成長が見込まれる新エネルギー分野などに関する新技術・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図ります。

##### ●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発

新エネルギーの高度利用につながるるとともに、身近な生活シーンで使用でき、新エネルギーの意義であるCO<sub>2</sub>削減効果などの理解にも役立つ電気自動車等については、その普及と技術開発を推進するとともに、EV・PHVタウンの選定自治体として、積極的な取組を進めます。

##### ●循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組の数 (件、累計)	40	55

##### ●木質バイオマスの活用推進

未利用間伐材や製材端材等の木質バイオマスからセルロースナノファイバーなど次世代新素材の開発を促進するとともに、用途開発を進め、バイオマス関連産業の創出を図ります。

##### ●総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現

総合特区に指定された水島コンビナートでは、コンビナート全体を一つの企業(パ―チャル・ワン・カンパニー)と見なし、現在の企業ごとの法規制を緩和することにより、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用に取り組みます。これにより、投入する原料・エネルギーの最小化と高付加価値な

## (2)環境と経済が好循環する仕組みづくり

### グリーン成長の推進

#### ■新エネルギーの推進

##### ●太陽光発電の導入促進《再掲》

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、自家消費型の利用や、災害時・緊急時の自立型電源としての活用へも関心が拡がりつつあり、今後、家庭や地域等において一層の導入が進むよう、取組を推進します。

##### ●小水力発電の導入促進《再掲》

中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の導入を促進します。

##### ●木質バイオマスのエネルギー利用推進《再掲》

未利用間伐材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入などにより、エネルギー転換を促進するとともに、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりを促進します。

##### ●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発

新エネルギーの高度利用につながるるとともに、身近な生活シーンで使用でき、新エネルギーの意義であるCO<sub>2</sub>削減効果などの理解にも役立つ電気自動車等については、その普及と技術開発を推進するとともに、EV・PHVタウンの選定自治体として、積極的な取組を進めます。

##### ●中小企業の新エネルギー設備導入の支援

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者等の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置や事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金を融資します。

製品のアウトプットが可能となります。

**環境と好循環した農林水産業の振興**

●環境保全型農業の推進

化学肥料・農薬(天敵を除く)を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の栽培など、環境保全型農業を推進します。

●魅力ある林業の実現

森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行うことにより、持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。

また、県産材の需要拡大や木質バイオマスの利用促進を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進します。

**環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進**

●環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることを周知します。あわせて中小企業等も取り組みやすいエコアクション21認証・登録の支援等を通じて、県内事業者への普及拡大を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
エコアクション21認証・登録事業者の数 (事業者、累計)	110	130

●「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山県エコ製品の認定品目数 (品目、累計)	372	380

**■環境等関連分野の産業の振興**

●循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、企業と支援機関で構成する産業クラスターを形成し、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
循環型産業クラスターで開発された製品の数 (件、累計)	12	17		●	●

●新エネルギー産業クラスターの形成《再掲》

今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、産学官で構成される新エネルギー産業クラスターを形成し、競争力のある新技術・新製品の研究開発と事業化を促進します。

●木質バイオマスの活用推進

未利用間伐材や製材端材等の木質バイオマスからセルロースナノファイバーなど次世代新素材の開発を促進するとともに、用途開発を進め、バイオマス関連産業の創出を図ります。

●循環型社会形成推進モデル事業の推進《再掲》

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

●3Rに関する広域ネットワークの形成《再掲》

中四国圏域を中心とした3Rに関する新技術やビジネスモデル、各種循環資源に関する情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

**■環境と好循環した農林水産業の振興**

●環境保全型農業の推進《再掲》

化学肥料・農薬を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」栽培など、環境保全型農業を推進します。

●魅力ある林業の実現

森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行うことにより、持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。

また、県産材の需要拡大や木質バイオマスの利用促進を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進します。

**■グリーン購入等の推進《再掲》**

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進《再掲》

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県

●「岡山エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
岡山エコ事業所の認定件数 (件、累計)	256	260

環境に配慮した事業者の育成・拡大

●事業者による環境コミュニケーションの推進

環境に関する正しい知識などの情報をホームページやガイドブック等により提供するとともに、事業者向けセミナーを開催することにより、事業者による環境コミュニケーションを推進します。

●環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

指標	現状	努力目標
	令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)
岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合 (%)	95	100

が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

●「岡山県エコ製品」の認定・周知《再掲》

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
岡山県エコ製品の認定品目数 (品目、累計)	350	352	●	●	●

●「岡山エコ事業所」の認定・周知《再掲》

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
岡山エコ事業所の認定件数 (件、累計)	264	285	●	●	●

■省エネルギー住宅・省エネルギー型機器等の普及拡大《再掲》

●省エネルギー住宅の普及拡大《再掲》

インターネットでの情報発信等を通じ、省エネ対策(性能)の度合いなどを評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

●省エネルギー型機器等の普及拡大《再掲》

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、太陽熱利用システムや高効率給湯器の導入、照明器具のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

**環境に配慮した事業者の育成・拡大**

■ **環境マネジメントシステムの普及拡大**

● **環境マネジメントシステムの普及拡大**

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることを周知します。あわせて中小企業等も取り組みやすいエコアクション21認証・登録の支援等を通じて、県内事業者への普及拡大を図ります。

項目	現状 平成27年度 (2015年度)	努力目標 平成32年度 (2020年度)	役割分担		
			県民	事業者	行政
エコアクション21認証・登録事業者の数 (事業者、累計)	79	200	●	●	●

■ **CSR(企業の社会的責任)活動の普及**

● **中小企業の環境対策の促進**

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者などの公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。



## 第5章 計画の進め方

### 1 推進体制

#### (1) 連携・協働の体制

県民、事業者、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等に参加のもとで意見交換を行う会議を定期的開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政等が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化・多様化する環境問題に対応するため、県庁内に設置した部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の進捗状況等を共有しながら、環境関連施策を推進していきます。

さらに、「岡山県環境審議会」に設置した「政策部会」において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について必要な指導助言をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

## 第5章 計画の進め方

### 1 基本的な考え方

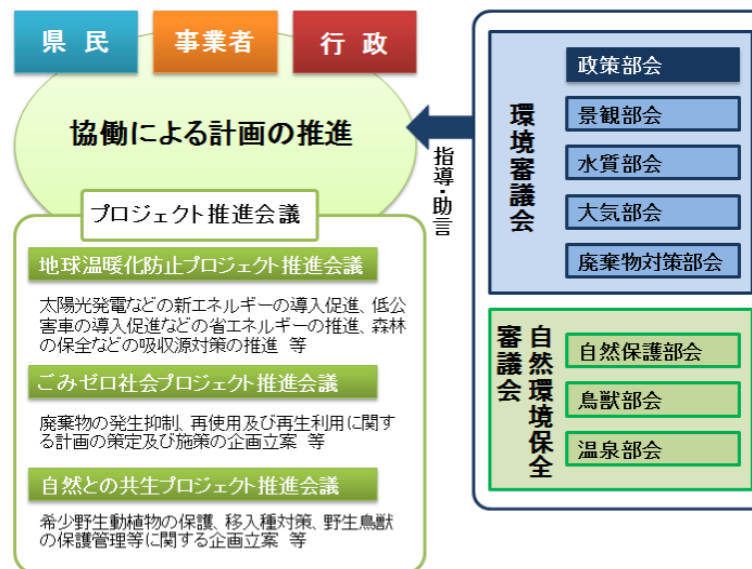
#### (1) 推進体制

県民、事業者、行政が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有し、それらの共通認識を持ち関係団体間のネットワーク化も図りながら、協働による計画の推進を行います。そのため、県民、NPOなど各種団体、事業者等に参加いただき意見交換を行う会議を定期的開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止、ごみゼロ社会づくり、自然との共生などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。

また、複雑化、多様化が進んでいる環境問題に対応するため、県庁内に設置した部局横断型組織である環境基本計画推進連絡会議などにおいて、行政のあらゆる分野の施策・事業における、環境への配慮がなされるよう、本計画に掲げる施策全体の進捗を管理するとともに部局間の連携・調整を図りながら、環境関連施策を推進していきます。

さらに、岡山県環境審議会に設置した政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について必要な指導助言をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

#### 推進体制



## (2)進捗管理と継続的改善 ～「短期的な取組」の推進～

### ○PDCAによる管理

計画の推進に当たっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し)のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

### ○毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表に当たっては、県の取組の状況や成果が、できるだけ分かりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

### ○状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、新興感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた目標を見直すなど、柔軟に対応します。

## (3)計画の見直し

### ～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次(令和 22(2040)年頃)の中間地点となる令和 12(2030)年を目途に、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。

## 2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

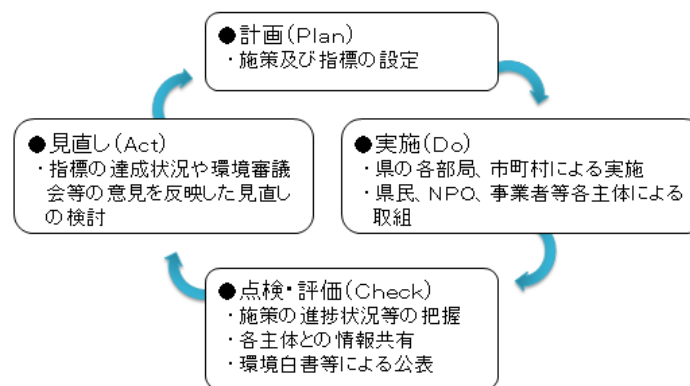
計画に位置づけた取組の実施に当たっては、

- ・それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。
- ・具体的には、デジタル化の進展や、新興感染症対策としての「新しい生活様式」の普及・定着も踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に採り入れることを、取組ごとに検討します。

“柔軟な発想と工夫で、事業効果(利便性・効率性)アップ!”

## (2)継続的改善

計画の推進に当たっては、施策の進捗状況や指標の達成状況、環境審議会等からの意見を踏まえ、施策等の見直しをPDCAサイクルにより行い、実効性を確保します。



## 2 進捗状況等の公表

計画に掲げた各種施策・事業の進捗状況や指標の達成状況などを的確に把握し、その結果を毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等により広く公表します。

公表に当たっては、県の施策の実施状況や成果がより分かりやすく説明され、県民や事業者と行政とのパートナーシップの形成に役立つよう、利用しやすい形に整理するなど内容の充実を図ります。

## 3 計画の見直し

社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生など、計画の見直し時点で想定されていない事象等に対応する必要がある場合、適時適切に本計画の見直しを行うこととします。